

# II 本章

## 1. 大学・大学院

### (1) 理念・目的

#### (理念・目的等)

- 大学・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- 大学・大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性
- 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

#### [現状説明]

杏林大学は、“教育基本法及び学校教育法に則り、かつ建学の精神に基づいて、崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成を目的とし、もって広く人類の福祉に貢献することを使命”（杏林大学学則、第1章第1条）とし、医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部の4学部を置いている。

また杏林大学大学院は、“大学建学の精神に則り、専攻分野に関する専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、優れた研究者及び高度専門職業人を養成することにより、文化の進展に寄与することを目的”（杏林大学大学院学則第1章第2条）とし、医学研究科、保健学研究科及び国際協力研究科の3研究科を設け、それぞれに博士課程を置いている。建学の精神は、「真・善・美の探究」である。真は真理を追究する素直で謙虚な姿勢、善は他者をいたわり思いやる善き人間性・人格、美は優れた感性・風格を意味し、これらの探求を通じて人間形成を図り、国家と人類社会の興隆と繁栄に役立つ有為な人材を育成することが本学に共通する理念である。

建学の精神と大学並びに大学院の理念・目的は、杏林大学ホームページや受験生に大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介するパンフレット「07杏林大学」、英文パンフレット「Kyorin University」に掲載され、周知徹底が図られている。また各学部の理念・目的や教育方針は、各学部のホームページ、教授要目、履修要目、学生案内などに記載されている。

大学院における人材の養成に向けた指導は、各指導教授が学生の希望や特性などを考慮したうえで個別に行っている。大学院の学位授与状況（表7）は、平成18年度で医学研究科36名（全員博士）、保健学研究科7名（修士5名、博士2名）、国際協力研究科48名（修士45人、博士3名）で、大学院も着実に有為な人材を養成している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

杏林大学の理念・目的は「建学の精神」に基づいている。建学の精神である「真・善・美の探究」は、大学の目的を唱った学校教育法第52条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に合致するため、杏林大学の理念・目的全体も学校教育法に良く整合するものとなっている。

また杏林大学大学院の理念・目的は、平成14年に学校教育法第65条が「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と改訂されたのに沿って、平成19年4月、「優れた研究者及び高度専門職業人を養成する」との文言が追加

された。そのため大学院は、制度の大幅な見直しに迫られているが、研究科には学部の教務部長に相当する教務担当がいなかったため、平成18年度より各研究科に教務担当が任命され、教務委員会が組織されるようになった。

大学・大学院の理念・目的、教育方針の周知には大学ホームページの充実が欠かせない。大学ホームページは昨年、広報・企画調査室によって訪問者別メニュー別（受験生、社会人・企業人、在学生、保護者、卒業生）に再編成され、分かりやすくなった。大学の理念・目的は「杏林大学について」から、各学部、研究科の理念・目的、教育方針は「学部・大学院」からアクセスできる。しかし学部の改組や学科、専攻の新設に伴って、新たに定められたり、一部文言が改訂された理念・目的が必ずしもホームページ上で更新されていないのは問題である。

**[改善方策]：理念・目的**

- 1) 学部の改組や学科、専攻の新設に伴って、新たに定められた理念・目的やカリキュラム内容を遅滞なくホームページ上で更新し、周知を図るために、ホームページ作成、更新に関わる予算措置を行い、各学部、研究科のホームページ委員会が定期的に内容を更新する。
- 2) 研究科教務委員会を定期的に開催し、研究科の理念・目的達成に向けた組織的な指導教育体の確立を目指す。

## (2) 教育研究組織

**[目標]**

2つのキャンパスに分かれた地理的悪条件を、学園内のIT環境の整備により克服する。

**(教育研究組織)**

- 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

**[現状説明]**

学校法人杏林学園は、1966年（昭和41年）松田進勇（杏林学園創立者）が三鷹キャンパスの地に臨床検査技師を養成する杏林学園短期大学（後に保健学部へ改組）を設立したのに始まる。1970年（昭和45年）、松田進勇は、医療における人間性の回復を唱えて、良き臨床医育成を理念とする杏林大学医学部を創設、同時に医学部附属病院を開設した。その後、1979年（昭和54年）、八王子市に保健学部を設立し、さらに同キャンパスに1984年（昭和59年）社会科学部（後に総合政策学部へ名称変更）を、1988年（昭和63年）外国語学部を開設するまでに発展した。その間、医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科を相次いで併設し、2008年（平成20年）に学園発足から42周年、大学発足から38周年を迎える（表1および別表1-1「杏林大学の沿革」）。

別表 1 - 1 杏林大学の沿革

1953. 4 :	創業者・松田進勇が本学の母体となる三鷹新川病院開設
1966. 4 :	杏林学園短期大学開設（保健学部の前身）
1970. 4 :	杏林大学医学部開設
1970. 8 :	医学部附属病院開設
1975. 4 :	附属高等看護学校開設（現・医学部附属看護専門学校）
1976. 4 :	大学院医学研究科開設
1979. 4 :	保健学部開設
1984. 4 :	社会科学部および大学院保健学研究科開設
1988. 4 :	外国語学部並びに別科日本語研修課程開設
1993. 4 :	大学院国際協力研究科修士課程開設
1994. 4 :	保健学部看護学科開設
1995. 4 :	大学院国際協力研究科修士課程（後期）開設
2002. 4 :	社会科学部を総合政策学部に変更
2004. 4 :	大学院国際協力研究科国際医療協力専攻開設
2006. 4 :	保健学部臨床工学科、総合政策学部企業経営学科開設、および外国語学部を3学科（英語学科、東アジア言語学科、応用コミュニケーション学科）へ改組

杏林学園（別表 1 - 2 「学校法人杏林学園組織図」）は大学と事務局で組織されている。大学は、医学部、保健学部、総合政策学部、外国語学部の 4 学部、大学院（医学研究科、保健学研究科、国際協力研究科の 3 研究科）、図書館、入学センター、キャリアサポートセンター、国際交流センター、八王子保健センターで編成されている。医学部には病院と看護専門学校が附属している。図書館は、三鷹キャンパスの医学分館、八王子キャンパスの保健学分館と人文・社会科学分館の計 3 分館から成る。大学キャンパスは、医学部と医学研究科がある三鷹キャンパスと保健学部、総合政策学部、外国語学部、保健学研究科、国際協力研究科がある八王子キャンパスに分かれている。三鷹キャンパスでは、国際協力研究科が社会人向けの講義を行っている他、保健学部看護学科も附属病院で看護実習を行っている。平成21年度から、看護学科は三鷹キャンパスに全面移転することが決定しており、平成20年度より校舎となる旧看護学校第2校舎の改装工事が始まる。

事務局は、本部、大学事務部、病院事務部の 3 部門を置き、大学事務部は三鷹キャンパスの医学部事務部とその他 3 学部の事務を取り扱う八王子事務部に分かれている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

組織上最大の問題は、キャンパスが三鷹市と八王子市に分かれ、キャンパス間の交通が不便なため、医学部と他の 3 学部間で学生や教職員の交流は少ない点である。しかし平成21年度に保健学部看護学科が三鷹キャンパスに移転することになっており、医療系 2 学部間の交流、さらには国際協力研究科を含む学部と研究科との交流拡大が期待される。現在、授業や全学的な会議出席の度に兼任教員や事務職員は移動に多くの時間を割いているが、学園ではIT環境の整備を進めており、将来的にはウェブ授業やウェブ会議が可能となることが期待される。

国際協力研究科では、平成13年度から平日夜間および土曜日の授業を三鷹キャンパスでも受

大学・大学院

講できるようにしたところ社会人学生に好評であり、評価される。

キャンパスの地理的条件を除けば、本学の教育研究上の組織は概ね理念・目的に則して良好に機能していると判断される。



[改善方策]

八王子キャンパスと三鷹キャンパス間の教育研究組織をより有機的につなぐために、学園のIT環境の整備を継続して推進する。特に平成21年度には保健学部看護学科が、全面的に三鷹キャンパスへ移転することが決定しており、保健学部の教員は両方のキャンパスに分断されるため、2つのキャンパスを結んでの遠隔授業を検討する。

(3) 学生の受け入れ

[目標]

学生募集の広報活動を積極的に行い、入学定員に対する受験倍率を上げる。

(学生募集方法・入学者選抜方法)

○大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

[現状説明]

各年度における大学の学生募集の方針は、大学の意志決定機関である運営審議会において決定する。この決定に先立って、入学センターが前年度の各学部の志願状況と全国の領域別志願状況を分析して原案を提出し、この原案を入試広報戦略会議（入試及び広報についての全学の方針を審議する委員会）と入試調整委員会（実務的な事項について学部間の調整を行う委員会）において検討している。調整・検討する事項は、採用する選抜方法（試験区分）、各試験区分の募集人員と出願資格、試験日、募集日程などであり、学部間で共通する事項と学部の独自性を発揮できる事項に分けて、共通する事項について調整を行っている。

全学的な入試関連広報や高校生への情報提供は入学センターが一括して行っている（入学センターの項参照）。入学センターの活動に加えて各学部が必要と判断した事項については、全体の整合性が保たれる範囲で各学部が独自の活動を行うことがある。

大学の教育方針、各学部の教育内容、入試概要等は大学のホームページに公開して受験生への周知を図るとともに、種々の媒体を用いたり、相談会を開いて入試情報の浸透に努めている。用いている媒体は進学情報誌やWeb進学情報サイト等であり、相談会は会場ガイダンス、オープンキャンパス、学園祭等で開催している。さらに高校訪問を行って進学指導の教諭に説明を行っている。

人間の能力の多様性を反映して入学者を選抜する方法は多様である。多くの科目を課して総合的な学力を評価する方法、得意な科目について学力を評価する方法、特技を評価する方法、意欲を評価する方法、人物を評価する方法、高等学校の評価を信頼する方法などがある。入学後の勉学や卒業後の業務の遂行に必要な資質を判定することは容易ではないが、いくつかの方法を組み合わせることで多様な選抜を行っている。各学部の選抜方法については、学部・学科の理念と教育方針に従って各学部の方針が尊重されている（各学部の項参照）。全学で採用している主な選抜方法は以下のとおりである。

① センター試験利用入試と一般入試

志願者の学力を判定して上位者を選抜するための入試として、センター試験利用入試と一般入試を全学で行っている。試験科目は学部・学科の教育内容に合わせて各学部が決定している。学力検査に加えて、調査書の内容を判断資料に加えたり、小論文、面接試験等を課す

ことも個々の学部の裁量としている。

## ② 推薦入試

高等学校の推薦に基づいて、志願者の多様な能力や基礎学力を判定すると共に面接試験によって人物評価をして、総合的な観点から選抜する推薦入試を八王子3学部が採用している。判定する志願者の能力は学部の裁量によっている。学力の判定資料となる評定平均値は高校自体の難易度に依存するので公平な選抜の指標とはならないとの見解や、調査書の内容は記入する担任の文章力を介在しているので志願者の人物評価をして序列をつけるための基準としては不十分であるとの見解があることをふまえて、学部の独自の判断を尊重しているものである。

## ③ アドミッション・オフィス入試（AO入試）

推薦入試と異なり志願者自らの意思によって出願できる公募制の入試で、一般的な学力ではなく、意欲や適性が学部の求める基準に達しており、育むべき潜在的な能力を評価できる志願者を選別する入試である。一般に、総合的な学力が必ずしも高いわけではないので、入学後の学習をふまえて、取り組むべき課題を系統的に課すなどの指導を行う。

志願者の受け付けは入学センターが窓口となり、学部の教員が頻繁に志願者に接触することによって志願者の適性や能力を総合的に判定している。

## ④ その他の入試

上記の入試区分に加えて受験対象を限定して行う入学試験がある。外国で一定期間教育を受けた日本人を対象とした帰国子女入試、外国人を対象とした外国人留学生入試、短期大学等を卒業した者を対象とした編入学試験、大学在学者あるいは卒業者を対象とした転入学試験、社会人を対象とした社会人入試である。現在、帰国子女入試、編入学試験及び転入学試験については保健学部、総合政策学部及び外国語学部が、外国人留学生入試については4学部すべてが、社会人入試については外国語学部のみが導入している。

また、セメスター制を導入している総合政策学部と外国語学部においては、秋に入学する学生を選抜する秋入試の制度を設けている。セメスター制度は半年完結型のカリキュラムであり、帰国学生、国際交流、社会人への門戸開放などの点でメリットが大きいと期待されていた。また在籍学生が半年間の海外研修、ボランティア活動、スポーツなどを行いやすくなるため個性的な学生の育成に効果があると思われた。しかし、秋卒業の学生にとって就職活動が不利であり、企業の通年採用が拡大しなかったため、秋入試は外国人留学生のみを対象とするよう変更した。

入試区分別の入学者の割合を表15に示す。比率の高い入試区分は、医学部においては一般入試、保健学部においては一般入試と公募制推薦入試、総合政策学部と外国語学部においては一般入試と指定校制推薦入試となっている。受験対象を限定して行う入試による在学者を表16に示す。総合政策学部と外国語学部において外国人留学生の人数が多い。

過去5年間の各学部の志願者、合格者、入学者及び募集人員を表13に示す。全学部とも昨年度に比して志願者が減少している。入学定員に対する志願者の比（志願者倍率）は医学部38.8倍（3,492/90）、保健学部12.3倍（3,447/280）、総合政策学部2.9倍（883/300）、外国語学部2.6倍（750/290）であり、2005年度のそれぞれの学部の比率、医学部41.7倍、保健学部23.0倍、総合政策学部3.2倍、外国語学部3.7倍に比して低下している。

志願者の減少傾向に歯止めをかけ、将来より多くの志願者を獲得するために、平成20年度入試にあたっては日本能率協会に委託して志願者増加のための募集プロジェクトを行った。

基本的な施策は、知名度拡大のための交通広告、高校の進路指導者とのリレーションの構築、オープンキャンパスの内容の再構築と来訪者の受験への誘導などであり、これらの広報活動の司令部となる入学センターを活性化し、全教職員の参加による一体感を醸成する体制をつくりあげた。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

平成19年度の入学者数は、医学部90名、保健学部341名、総合政策学部331名、外国語学部285名の合計1,047名であった（表15）。うち募集対象別入学者数については、社会人学生数は外国語学部の1名、留学生数は保健学部1名、社会科学部109名、外国語学部197名の計307名、帰国生徒数は保健学部の1名であった（表16）。

大学の受験人口が毎年約5%ずつ減少している。総合政策学部と外国語学部の受験者数減少率は受験者人口の減少率よりも大きい。保健学部についても他大学で看護学部が多数開設されていることもあって数年後には減少する可能性が大きい。より多くの志願者の中から本学での学修に適した学生を選ぶために、大学の知名度を高めることを目的として、入学センターを中心に全学を挙げて高校訪問を行ってよりきめ細かい入試情報の提供に努める一方、各種メディアでの大学の紹介、オープンキャンパス、入試対策セミナーの実施、高校での入試説明会の開催、地方入試の実施、複数回の一般入試（春3回及び秋入試2回）、推薦入試条件の拡大などの対策を実施している。教職員の負担は増加するが、全学が一致して活動を遂行することができることは本学の長所と考える。平成20年度入試では、日本能率協会に委託して1年前から志願者増加のための募集プロジェクトを実施したところ、各学部の受験生減少に歯止めがかかり、一定の効果があったと評価できる。

選抜方法は多様化しているが、各学部とも志願者減少に対応すべく更なる工夫が必要である。学生選抜の方法として、高校で多くの教科を履修した生徒を対象とするよう試験科目を設定する方法と基礎的な科目のみを履修した生徒を対象とする方法があり、前者は少ない対象者の中からの選抜となり、後者は多数の対象者の中からの選抜となる。多くの入試区分を設けて多様な特性を持った学生を受け入れることは、高校生に対して進路の選択の幅を広げることでもあるし、入学生に対して人間の能力の多様性を認識させることにもつながるという利点がある。学部によって採用する入試区分は異なるが、各学部が多様な入試を行うことは本学の長所と考える。

AO入試の特徴として、志願者自らの意思で出願できるため、高校教諭の判定基準による評価が低い高校生でも大学が求める学生像や能力・適性等が合致していれば受け入れられるという意味で志願者の選択肢を拡大することになる。大学としては時間をかけて総合的に人物評価ができるという利点がある一方、一人の志願者に対して膨大な時間がかかることもあって、導入には学部の判断を優先している。現在、AO入試を導入しているのは外国語学部のみである。

社会人の受け入れに関しては、意欲のある社会人に更なる学習の機会を提供して人生の選択肢を増やす意味があるとともに、大学にとっては社会経験をもつ者から一般学生が刺激を受けて学習意欲を増進するという効果が期待できる。一方、高校修了からの期間を考慮して学力検査を免除した場合、大学での学習に支障がないか、大学の時間割にあわせて学習の時間を確保できるか等、個別に判定すべき事項があるため、導入は学部の意向を優先している。現在、社会人入試を導入しているのは外国語学部のみである。

外国人留学生の受け入れに関しては、外国人に対して学修の機会を提供して国際貢献に寄与

できることや日本人学生に国際感覚を身につける機会となることなどの利点があるが、日本での学修に支障がない程度の基礎学力と語学力を有すること、学費と生活費に充当できる経済的な裏づけがあること等、個人の資質が大きな要素を占める。要求される語学力や授業料が学部によって違うので、採否や募集人員は各学部が決定している。また近年、学修を目的とせず日本への滞在資格の取得のみを目的とした志願者がいるので、これらを排除する判断力を磨くことが求められている。

編入学制度は、資格をとりたい、興味ある分野の知識をさらに深めたい、など動機はさまざまであるが、目的意識がはっきりしているのでクラス全体に良い教育効果を及ぼす。

上記の入試区分において学部の意向を尊重していることは妥当なことと考えている。しかし一方で、高校での学習量の減少や大学進学率の増加、さらには編入学資格を専門学校修了者にまで広げた結果、志願者の学力の幅が拡大し、平均的な学力や適性は極端に低下している。入学者の大きな学力差への対応として、入学後、基礎力補充のための授業を開講することは不可避である。

#### ○大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

#### ○成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

##### [現状説明]

大学院については、主として各研究科が募集の方針を立案し、選抜及び広報活動を行っている。

入学者の選抜においては対象者によって主として3種の入試区分を設けている。全志願者を対象とする一般入試、外国人を対象とする外国人留学生入試、社会人を対象とする社会人入試である。どの入試も人物評価のための面接試験を課している。加えて、一般入試においては専門科目及び語学により学力を、社会人入試においては英語により語学力と小論文により文章力を評価する。外国人留学生入試においては研究科により異なるが専門知識を問う。また、大学院の3研究科とも春秋2回の入学を実施している。詳細は各研究科の項に記す。

広報活動の主たる媒体はホームページであるが、大学院を紹介する文字媒体等も併用している。

なお本学では成績優秀者等に対する学内推薦制度は採用していない。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

平成19年度の大学院在籍者数は、医学研究科66名（収容定員136名、割合0.49）、保健学研究科修士課程12名（収容定員14名、割合0.86）、保健学研究科博士課程4名（収容定員12名、割合0.33）、国際協力研究科修士課程101名（収容定員160名、割合0.63）、国際協力研究科博士課程24名（収容定員36名、割合0.67）であり、うち社会人は、修士課程24名、博士課程14名の合計28名、留学生は修士課程67名、博士課程9名であった。全ての研究科において志願者の募集に苦慮しており、広報活動の改善が望まれる。

医学研究科及び保健学研究科では、入学者の負担を軽減する目的で、学納金を削減するなどの対応策をとっている。

(入学者受け入れ方針等)

○入学者受け入れ方針と大学の理念・目的・教育目標との関係

○入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

1) 大 学

[現状説明]

① 受け入れ方針と理念・教育目標

本学では、建学の精神と杏林大学が目指す人物像をホームページ上に公開しており、これらに賛同する志願者を受け入れようとしている。総合政策学部の全入試区分及び外国語学部のAO入試についてはアドミッションポリシーを公表しているが、大学および他の3学部のアドミッションポリシーは公表されていない。

杏林大学が目指す人物像は、建学の精神に基づいて、真理の追究を目指す素直で謙虚な姿勢を持ち、他者をいたわり思いやる善き心をもった人である。この目標に到達することを目指す人物、すなわち学問をして人のために尽くしたいと考える人物を受け入れたいと希望している。

大学を卒業した学生が人のために尽くすことができるようになるためには、人間の個性や価値観の多様性を理解することが必要である。多様な入試区分によって様々な基準で選抜された集団の中で学生生活を送ることはこのために有効である。各学部はそれぞれの教育方針に従って、採用すべき試験区分と合否の基準を決めている。

受験者向けのパンフレットには、大学の総合案内である「杏林大学」、八王子3学部の学部リーフレット「保健学部」、「総合政策学部」及び「外国語学部」、次年度入試の概要と前年度入試の統計資料をまとめた「入試インフォメーション」及び「学生募集要項」がある（添付資料参照）。大学案内と学部リーフレットに各学部の教育方針を掲載するとともに、杏林大学の理念である「真・善・美の探究」の意味は大学ホームページに掲載し、併せて大学生生活の目標を理事長メッセージと学長のメッセージに表現している。

② 受け入れ方針とカリキュラム

医学部や保健学部など国家資格を目指す学部においては、高校修了者の学力が低減しているのに対して国家試験で求められる知識は医療技術の進歩によって増加しているため、大学教育への負担が大きくなっている。従って学力を判定する選抜方法への依存度が高くなっている。総合政策学部と外国語学部においては、広い教養や視野をもって人々のために尽くす人材を養成するため、選択科目の幅を広げることによって得意な科目で評価する選抜方法と主として意欲を評価する選抜方法を併用している。

各学部の受け入れ方針と教育目標との関係はそれぞれの学部の項に記す。

[点検・評価（長所と問題点）]

各学部はそれぞれの目的に沿って、多様な入試区分を設けてそれぞれに受け入れ方針を設定しているが、ホームページに公表していない入試区分があることは、不都合である。建学の精神と杏林大学が目指す人物像だけでは、入試区毎との受け入れ方針が明確ではない。勉学をして人のために尽くすことを目指す学生を受け入れることは全学共通の方針である。

受験生の背景が画一的でなく、多彩な学生が入学することは、社会を幅広く知る上でも望ましい姿である。一方で、高校での学習量の減少や志願者の減少によって入学者の学力や感性が低下しているのが現実である。受験生の減少と共に、入試の合格ラインを低く設定せざるを得

ない時には、基礎力の補充から社会の要求する能力の育成まで学生のニーズにあった教育を行う必要がある。

## 2) 大学院

### [現状説明]

建学の精神である「真・善・美の探究」は大学院の教育理念の基本でもある。大学院は、優れた研究者あるいは高度専門職業人を養成するためのカリキュラムを整備して、教育方針とともに各研究科のホームページ上に公開している。

本学の各研究科は学生の受け入れに際して、医療、生命科学あるいは国際協力の分野で勉学して、人のために尽くす意志をもつ人材を希望している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

医療、生命科学あるいは国際協力の分野で高度な研究を志し、あるいは専門的職業技能を身につけることは、本学の各研究科の目的に合致するものであり、強い勉学意欲と人に尽くす意志をもった学生を受け入れるとの方針は本学の建学の精神と理念に整合するものである。志願者が大学院の教育方針を理解し、大学院の受け入れ方針にあっているかどうかは面接試験で判定されている。

### (入学者選抜の仕組み)

#### ○入学者選抜試験実施体制の適切性

#### ○入学者選抜基準の透明性

### 1) 大学

#### [現状説明]

##### ① 入学試験実施体制

各学部の入試は学部長を委員長とし教務部長、学生部長、その他数名の教授会代表者からなる入試審議委員会のもとで実施される。審議委員会は、採用する入試区分、実施時期、募集人員、試験科目などを検討する。さらに入試実施後に合格者ならびに補欠の決定、試験方法や試験問題の反省、次年度の試験方法を検討する。審議委員会の下で、入試実施委員会（学部によって名称が異なる）が、出題の依頼、試験問題のチェック、問題の印刷、試験監督の依頼、試験の実施等を担当し、出題に関わる出題委員、採点に関わる採点委員などの委員が任命される。

入試動向を分析し次年度の計画を審議するのは入試調整委員会である。入学センターが各学部の意向を参考に、全学部の入試区分、日程、募集人員等の原案を作成し、調整委員会で調整した後、大学の意志決定機関である運営審議会で決定され各教授会で承認されて実施される。

平成20年度の入試に際しては、広報活動、募集方法、試験会場などに関して日本能率協会のアドバイスを受けた。

##### ② 入学者選抜基準の透明性

各試験区分の受験資格、試験科目、試験時間、科目別配点等の基本事項は募集要項に公表されている。また前年度の入試について、受験者数、合格者数、合格最低点などを公表して

透明性を高めている。

一般入試やセンター試験利用入試等の学力を判定する試験の合否判定は、学部間で若干の違いはあるが、おおむね次のような手順である。まず募集人員と入学定員及び入学辞退率を考慮して予め合格者数及び補欠者数を決め、採点后総合点で序列化して上位から合格者及び補欠者を決定する。総合点と同点の場合に次に参照する科目を決めておき、その科目の得点によって序列化を行う。補欠者には順位をつけて合格者の入学辞退が生じた時に順位の上位の者から繰上げ合格者とする。文系学部では補欠者を一括して繰上げ合格としている。合格発表の方法は各学部ともほぼ同じであるが補欠者の繰り上げ方は学部によって異なる。試験結果の発表は掲示による。補助的に電話またはインターネットによる合否照会システムを利用している。

推薦入試など受験生の学力以外の資質を判定する場合は、判定者の主観が合否を左右することになるが、評価を複数の教員が行うなど判定の公平性を確保する施策を講じている。

### ③ 入試問題の適切性

正しく解答をした割合である正答率や得点上位者の誤答率などによって再点検している。また、科目の難易度の指標として最高点、最低点を公表しており、公正性につながる施策と考えている。さらに受験者本人の申請により学科試験の総得点及び順位を開示している。また入学に関連した寄付金や学債は一切募集しておらず、募集要項に記載した選考方法以外の要因によって合否が左右されることはない。

これらの委員会活動や諸施策によって、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保している。

## [点検・評価（長所と問題点）]

各学部の意向を調整して大学としての選抜方法を一本化するために入学センターの果たす役割は大きい。入学センターは受験生の志向や社会情勢、各学部の競合大学の入試日程等を参考にし、入試概要の原案を作成するが、各学部の独自の受験生動向の分析と相違が生ずることもあり調整は難航する。しかし学部間の信頼に基づいた率直な議論によって必ず結論に至るのでこの調整システムは有効である。

一方、教育研究を専門とする教員と配置転換によって職務が変わることが多い職員では、入試広報、入試実施、入試動向の分析に不案内のことが多く、徹底したスケジュール管理とマニュアル整備により確実なノウハウの伝達が不可欠である。

各学部では学部独自に前年度の入試を検証するが、入学センターは客観的な立場から募集方法や選抜方法について検証を行うことが出来るので、入試結果の公正性や妥当性を確保するシステムとして入学センターを位置付けることも必要である。特に平成20年度の入試は日本能率協会のアドバイスのもとで実施されており、入試結果の分析が今後の入試動向を占う上で重要である。

正しく解答をした割合である正答率や得点上位者の誤答率などによって再点検することは入試問題の適切性を確保するための良い方法である。また、科目の難易度の指標として最高点、最低点を公表しており、公正性につながる施策と考えている。さらに学科試験の総得点及び順位を開示していることや、寄付金や学債で合否が左右されないことは、公正性や透明性を確保する重要な施策である。

## 2) 大学院

### [現状説明]

各研究科とも入試審議委員会及び入試実施委員会などを組織して入学試験日程の検討、受験資格審査、入試の実施、合否審議の役割を分担している。試験問題の作成や試験の実施、採点などは実施委員会が中心となって厳格に行われる。合否審議については審議委員会が公正性や透明性に配慮しつつ慎重に審議している。

### [点検・評価（長所と問題点）]

審議委員会で慎重に審査した結果を研究科委員会で審議して合格者を決定している。選抜基準の透明性も図られており、現行の体制で支障はない。

### (入学者選抜方法の検証)

#### ○各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

##### 1) 大 学

### [現状説明]

#### ① 入試問題の検証

入試問題は完成原稿の提出を原則としているので締め切り前に出題委員が数回にわたって点検をする。さらに数回の校正の際に正解の確認を含めて全面的にミスのないように点検している。さらに学部によっては入試作業委員による点検も行っている。試験中は、出題者が待機して受験生からの疑問に答え、訂正が必要な場合は全ての受験会場の受験生に公平に伝達している。さらに試験採点後には、設問の正解率や成績上位の受験者の誤答率等を指標として問題の適切性を判定している。問題に不適切な点があった場合には、問題の訂正箇所および採点方法をホームページに公表している。

しかし問題の書式の点検から出題内容の妥当性の点検さらには解答者の視点から誤解のない設問の仕方まで点検内容は多岐に渡り、出題委員の負担は非常に大きい。平成20年度は、書式や出題内容が学習指導要領の範囲にあるか否かを点検する委員を加えて一層の慎重を期した。

#### ② 選抜方法の検証

選抜方法は毎年入試終了後に開かれる最初の入学試験審議委員会で検証され、次年度の入試で改善されている。学外の関係者から意見聴取を行うことは現在のところ行っていない。

### [点検・評価（長所と問題点）]

過去には入試直後に予備校から試験問題の不備を指摘され、全員正解とした事例もあったが、最近は大きな出題ミスはなく、字句の訂正程度に留まっている。試験問題漏洩の可能性を考慮すると、試験問題を多くの評価者の目に触れさせるわけにはいかない点はやむを得ない。

近年、他大学で過去に出題された問題をそのままあるいは改変して出題することを容認する動きがある。精査された過去の問題をさらに精査して用いることができるという利点があるが、問題点もあると思われるので、まだ参加していない。

## 2) 大学院

**[現状説明]**

各研究科において審議委員会あるいは研究科委員会で検証が行われている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

合格者の勉学の意欲や成果などから選抜方法の適切性を判定しており、おおかた現行の選抜方法で問題はない。

**(大学院の門戸開放)**

○他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

**[現状説明]**

他大学・大学院の学生に対して、募集要項を手交、送付しているほか、ホームページ上でも、広く受験を呼びかけている。さらに、出願資格は、短期大学の専攻科または高等専門学校の専攻科に在籍し、大学評価機構・学位授与機構より学士の学位を取得見込みの者、あるいは既に取得した者まで広く認めている。

他大学院より本大学院に転入学を志願する者は選考の上、これを許可される。他大学院において修得した単位及び在学年数は本大学院における単位及び在学年数としてこれを換算できる(大学院学則第40条)。また、他大学院生は、授業科目の一部を科目履修生として履修することができ、所定の条件を満たせば単位を与えることも可能である。また、聴講生、委託生として学科目の聴講も可能である。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

各研究科の紹介を含むキャンパスガイドの小冊子を毎年作成し、配布している。しかし、大学院専門のガイド・パンフレットはない。大学院のホームページはかなり充実しているが、必ずしも最新の情報でないものも見受けられ、より頻回の更新が必要である。

**(飛び入学)**

○「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

**[現状説明]**

本大学では「飛び入学」を実施していないし、当面は、その予定もない。

○「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

**[現状説明]**

本学大学院研究科でも「飛び入学」は実施していないし、その予定もない。

**(入学者選抜における高・大の連携)**

○推薦入学における、高等学校との関係の適切性

**[現状説明]**

医学部以外の学部で推薦入試を導入している。保健学部においては公募制、総合政策学部及び外国語学部においては指定校推薦と公募制推薦を併用している。指定校の中でも数年来の受

験者の実績が多い高校については、お互いの教育方針や入学者の学修の状況などの情報を交換して関連を密にしている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

以前は高等学校との情報交換がおろそかにな時期があったが、学生も教員も不利益を被る可能性があるため、特に指定校制推薦入試を行っている学部では高等学校との関係を緊密にして、学生が勉学意欲を増進するように配慮している。

AO入試は高等学校を經由せずに生徒と大学が直接に接触することによって生徒の能力を評価する制度であるが、多くの高校では担任や進学指導の教員が関与している。従って、このような高校に対しては指定校同様に関係を密にしている。

大学の教育方針を理解してもらうためにも高校訪問などを通して高校との連携をさらに深めてゆくことが必要である。

#### ○入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

##### [現状説明]

入学者選抜における調査書の位置づけは学部によって異なる。調査書を全面的に信頼して推薦された志願者を受け入れることを原則とする入試区分から、適性検査等の評価を優先して調査書を参考程度に位置づける学部まで、学部の選抜方針を尊重して運用している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

調査書を全面的に信頼することは高校との信頼の基づくものであり、学生の成長を高校と大学でともに見守ることができるので教育的な意義が大きい。一方で調査書は高校のレベルや記入した教員の文章力が違うと公平性が保証されないとの考えから、一部の学部では調査書は参考程度の位置としている。学部の事情に応じて選択することは妥当と思えるので、現状維持で良い。

#### ○高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

##### [現状説明]

高校生に対して行う進路相談は、オープンキャンパスや学園祭での進学相談会、業者主催の進学ガイダンス、高校に赴いての進学相談会等において、来訪した高校生に対して直接に情報を伝達している。さらに種々の受験情報をホームページ上に公開して高校生のニーズに応じている。高校生に伝えるべき内容は、入学センター内で吟味し、不明な点については学部及び入学センターで入念に調整している。従って誤った情報が高校生に伝わる可能性は低い。また相談を行った生徒からは連絡先を聞いているので、万一誤った情報を伝えたときには後日連絡して訂正している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

学部と入学センターの連携は十分のとれており適切であると判断できる。高校生への情報の伝達も問題はないと判断できる。

**(科目等履修生・聴講生等及び対象を限定した入試制度)**

**○科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性**

**[現状説明]**

在学生でない者が大学の講義を受講する制度が科目等履修生（単位の認定を伴う者）あるいは聴講生（単位の認定を伴わない者）制度である。本学では規定を設けて、「教育研究上支障のない限り」、また、「高等学校（大学院においては大学）を卒業した者と同等以上の学力を有するものであって、履修（聴講）する科目を理解するに足る学力があると教授会が認めた者」に対して許可している。講義を受講するための基礎的な能力があるか否かは、担当教員との面談で判定することとして、原則的な方針としては希望者の意向に沿うように受け入れることを原則としている。単位数あたりの学納金は在学生より高額になるので希望者の意欲は一般に高い。これまでに特に問題となることはなかった。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

科目等履修生・聴講生については、規則が整備されており、大学、大学院とも良好に運営されている。特に改善すべき問題はない。

**(外国人留学生の受け入れ)**

**○留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性**

**[現状説明]**

外国人留学生の受け入れに関しては、外国人に対して学修の機会を提供して国際貢献に寄与できることや日本人学生に国際感覚を身につける機会となることなどの利点があるが、日本での学修に支障がない程度の基礎学力と語学力を有すること、学費と生活費に充当できる経済的な裏づけがあること等、個人の資質が大きな要素を占める。要求される語学力や授業料が学部によって違うので、採否や募集人員は各学部が決定している。また近年、学修を目的とせず日本への滞在資格の取得のみを目的とした志願者がいるので、これらを排除する判断力を磨くことが求められている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

外国人留学生については、諸外国で大学教育が整備されるに従って、日本の大学に籍を置くことの目的が学修でないケースが増加しており、入国管理局の審査も厳しくなっている。基礎的な学力を備えた真に学修を目的とする者を選び、不法残留を目的とする外国人の排除が必要である。

**(社会人の受け入れ)**

**○大学における社会人学生の受け入れ状況**

**[現状説明]**

社会人の受け入れに関しては、意欲のある社会人に更なる学習の機会を提供して人生の選択肢を増やす意味があるとともに、大学にとっては社会経験をもつ者から一般学生が刺激を受けて学習意欲を増進するという効果が期待できる。一方、高校修了からの期間を考慮して学力検査を免除した場合、大学での学習に支障がないか、大学の時間割にあわせて学習の時間を確保できるか、など個別に判定すべき事項があるため、導入は学部の意向を優先しており、現在は外国語学部のみが採用している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

外国語学部の社会人入試募集人員は各学科1名、計3名で、12年の教育課程を終了後5年以上経過し、外国語および言語文化研究に強い意欲を持つ社会人が対象である。現在外国語学科に1名在籍しているのみである（表16）。他学部が社会人入試を導入す予定はない。

### ○大学院における社会人学生の受け入れ状況

#### [現状説明]

入学希望者の背景が画一的でなく、多彩な学生が入学することは、本学の理念に照らしても望ましい姿である。

保健学研究科は平成19年度在籍学生数16名中9名（修士課程5名、博士課程4名）が社会人である。医療従事者（看護師など）や教育職（養護教諭）として従事している社会人が、学位、養護教諭専修免許取得を目的として入学する。国際協力研究科は、平成19年度在籍学生数125名中29名（修士課程19名、博士課程10名）が社会人である。勤務先は大学、病院、企業、海外協力協会、自衛隊等、多彩である（国際協力研究科の項、別表8-3参照）。医学研究科は社会人学生を受け入れていない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

保健学研究科と国際協力研究科では社会人入試入学者の割合が比較的高い（表18）。国際協力研究科は三鷹キャンパスで夜間のサテライト授業を実施しており、社会人への便宜を図っている点は評価できる。医学研究科に社会人は1人もいないが、すでに多くの医学研究科がこの制度を導入しているという現状に鑑みて、早急な対応が求められている。

### (定員管理)

- 大学の学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性
- 大学の定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況
- 大学の定員充足率の確認の上立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

#### [現状説明]

平成19年度の学部・学科の学生収容定員4,220名に対し在籍学生総数は4,476名と収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.06と6%のオーバーであった（表14）。学部別には医学部1.03、保健学部1.11、総合政策学部1.03、外国語学部1.06である。

入学者数については、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団が入学限度数の上限を公

表しているため、これまでこれらの指導の最小値を入学者数の目標としていた。すなわち医学部においては1.10、保健学部、総合政策学部及び外国語学部においては1.30を上限目標としてきた。入学定員と留年生を除く1年次生の数の比は医学部では1.00（90/90）、保健学部では臨床検査技術学科1.23（98/80）、健康福祉学科1.20（48/40）、看護学科1.24（99/80）、臨床工学科1.23（49/40）、救急救命学科1.23（49/40）、総合政策学部では総合政策学科1.27（229/180）、企業経営学科0.93（112/120）、外国語学部では英語学科1.16（128/110）、東アジア言語学科0.46（32/70）、応用コミュニケーション学科1.15（126/110）であった。一方、大学評価機関（大学基準協会）が公表する助言等を伴わない入学定員超過率の上限は、医学部1.00、保健学部1.20、総合政策学部及び外国語学部1.25となっている。

平成19年度の編・転入学定員及び在籍編・転入学生数は、保健学部定員50名、学生数58名、総合政策学部定員50名、学生数18名、外国語学部定員45名、学生数145名であり、医学部は第2学年に欠員を生じたときのみ有資格者の転入学を認めている。実力のある者に大学進学への門戸を開く目的で編入学資格を専門学校卒業生にまで拡大したことによって、編入学志願者の中で大学での学修にふさわしい学力を持つ者や勉学意欲のある者の割合が減少している。

現行の入学定員や収用定員を守るために、運営審議会などにおいて入学試験のたびに定員と容認される範囲を確認している。補欠者の繰り上げに当たっては、入学センターが容認される上限を超えないように辞退者の数だけの繰り上げを行っている。定員を充足していない学科については志願者の増加の方策を検討するとともに、社会のニーズを考慮して定員を削減する可能性についても議論している。

検討する機関として学部内では学部運営会議（学部によって名称は異なるが、医学部長、教務部長、学生部長などで構成する会議）、学部間では学部長会議があり、実質的な決定は運営審議会で行う。

### [点検・評価（長所と問題点）]

定員に対する在籍学生数は、各学部とも概ね適正な比率である。医学部と保健学部の収容定員に対する在籍学生数の超過率はやや大きいものの、私立大学等経常費補助金配分基準を下回っている。文系学部では入学定員や収容定員を満たさない、いわゆる充足率が100%未満の学部、学科がある。現在のところ恒常的な欠員とは結論づけられないが、18歳人口の減少を考慮すると楽観的な見地には立てない。

収容定員については退学者の減少が定員の充足に有効である。各学部では入学前及び入学後に、基礎学力の補充のための授業を行い、勉学の動機付けを行う機会を設けて、学生が大学に定着するような方策を実施している。

## ○大学院の収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

### [現状説明]

平成19年度の大学院在籍者数は、医学研究科66名（収容定員136名、割合0.49）、保健学研究科修士課程12名（収容定員14名、割合0.86）、保健学研究科博士課程4名（収容定員12名、割合0.33）、国際協力研究科修士課程101名（収容定員160名、割合0.63）、国際協力研究科博士課程24名（収容定員36名、割合0.67）であり、うち社会人は修士課程24名、博士課程14名の合計28名、留学生は修士課程67名、博士課程9名であった。

入学者数の適切性については、入学試験の行われるたびに運営審議会に報告して議論している。大学院修了者に対する評価が分野によって異なるので各研究科の意向が尊重されている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

入学定員や収用定員が充足していない現状を受けて、各研究科では広報の推進、カリキュラムの整備、組織の再編などの施策を講じてきた。しかし十分な成果が得られていないのが現状である。

#### (編入学者・退学者)

##### ○編入学生及び転科・転部学生の状況

###### [現状説明]

各学部における編入学者の数を表14に示す。保健学部、総合政策学部及び外国語学部において実施されている編入学制度は、編入学定員を学則に公表している恒常的な募集である。この制度は臨時的定員増を削減する方策と同時に行われた施策である。この他に欠員を生じたときに募集する編入学があるが、現在本学では行われていない。編入学者の学歴は短期大学卒業あるいは専門学校修了者で、大学の2年次又は3年次からの学修に耐えうる学力のあるものである。従ってその学力や勉学意欲は1年次入学者より多様であり、年齢の高い者もいる。外国語学部では比較的多いが、他の学部では減少傾向にある。

大学に籍を置いた者が別の大学に入学するのが転入学であり、すべての学部において欠員が生じた場合に実施している。

転学部あるいは転学科の制度を設けており、数名の学生が志願するが学部学科の定員に影響を与えるものではない。医学部への転学部及び看護学科への転学科は、カリキュラム上の理由により認めていない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

大学への進学率の上昇に伴って、短期大学生の学力の低さや勉学習慣の欠如が目立つ分野があり、このような学生が編入学の意欲を評価されて入学することがある。また入学後に本学の教育方針を軽んじて自己主張を行う編入学生もいる。制度の発足当時は勉学意欲のある短期大学生に機会を与えるとの方針で出発したが、編入学試験と面接試験では十分な評価ができないことがあり、また関連の学部が増えたことなどから少ない編入学志願者について合否を審査することがある。学生の受け入れ方針は堅持するとしてもそのボーダーラインの志願者が多くなった感があり、定員の見直しを検討する時期と思われる

##### ○退学者の状況と退学理由の把握状況

###### 1) 大 学

###### [現状説明]

総合政策学部と外国語学部においては毎年在籍学生の約5%程度、医学部と保健学部では約2%程度の退学者がある（表17）。退学の理由として、勉学意欲の減退、進路変更、経済的理由、疾病などがある。学部によって傾向が多少異なる。

退学希望者からの相談には、医学部と保健学部では担当が、総合政策学部と外国語学部では

プレゼミの担当教員が応ずるとともに、経済的理由等については学生課で、疾病については保健センターや学生相談室が対応している。退学の申し出は退学届けを教授会で審議の上で承認することになっており、制度的にも退学理由を把握する体制が整備されている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

カリキュラムを整備し、学生と教員の接触を増やすことによって退学者の増加を防止することはできる。退学者が比較的多い総合政策学部と外国語学部については、入学試験の倍率が低いことがその一因でもあると考えられる。志願者の増加を図るとともに、学部の教育方針を学生が理解する可能性の高いAO入試や推薦入試の合格者を増加するなどの対策が必要と思われる。

## 2) 大学院

#### [現状説明]

大学院における退学希望者には、指導教員をはじめ学生委員会、学生課等で相談に応じている。退学理由は、経済的理由、転勤等職務上の理由（社会人）、疾病などであり、各研究科委員会によって審議されて承認される。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

大学院へのニーズが研究者の養成から高度専門職業人の養成に変化してきており、カリキュラムは両方のニーズに対応できるように組まれている。教員あたりの学生数は多くないので学生のニーズは良く把握できており、現状で特に問題はない。

#### [改善方策]：学生の受け入れ

##### 1.（学生募集方法・入学者選抜方法）

- 1) 知名度拡大のための広告や高校の進路指導者との信頼関係の構築、受験生と直接に触れ合うオープンキャンパスの工夫など、受験者募集プロジェクトの施策については、有効性を検証しながら、一層強力で推進していく。さらに、学力の高い志願者が経済的な理由によって志願を断念することがないように、奨学金制度を併用した入試区分の創設を検討する。
- 2) 大学院は志願者数が募集人員を下回ることもあり、一層の広報活動が必要である。一般入試の対象となる学部在籍生をはじめとして、社会人入試の対象となる医療系職員への広報活動を行うとともに、関連の学会、職域あるいは団体等学外者への広報活動を行う。

##### 2.（入学者受け入れ方針等）

本学では、建学の精神と杏林大学が目指す人物像をホームページ上に公開しているが、いわゆるアドミッションポリシーを掲げていない。今後、各学部のそれぞれの入学試験区分についてアドミッションポリシーを決定する。

##### 3.（入学者選抜の仕組み）

- 1) 入学者選抜基準の透明性は極めて高く、現在の方針を維持する。
- 2) 入試の実施体制については、入学センターと各学部の連携によって大過なく行われているが、今後は、実施のために作業のマニュアル化とスケジュール管理を行う。
- 3) 日本能率協会専門家のアドバイスを受けて実施した平成20年度の入試動向を分析して、そのノウハウを今後の入試に活かす。

**4. (入学者選抜方法の検証)**

入試問題の出題ミスの防止については、出題者による問題の検証を徹底する。大学間で過去に出題された問題をお互いに入試に利用する制度については、問題点を見極めた上で導入を検討する。

**5. (社会人の受け入れ)**

- 1) 大学への社会人の受け入れについては教育課程に依存する点が多いので学部の裁量を重視しているが、大学の社会的責任として、現在、社会人を受け入れている学部においては受け入れを継続し、受け入れていない学部においては受け入れる方向で検討する。
- 2) 社会人の大学院教育に対する要望に応えるためには、社会人が夜間、休日等を利用して教育・研究指導を受けることのできる体制を整備する必要がある。医学研究科は平成21年度4月入学生からの社会人受け入れを目標として、指導体制、カリキュラム、諸施設の夜間稼働体制等の点検・整備を開始している。

**6. (定員管理)**

- 1) 入学定員を容認される範囲に収めるための仕組みについては、現行の体制を維持し、注意深く作業することによって管理可能である。入学定員を充足しない学科については広報活動に力を入れる一方で、定員の削減や社会のニーズの大きい新学部学科の創設などによる定員の移行などを検討することは喫緊の課題である。また収容定員を充足しない学部学科については、入学者の数を確保することに加えて、退学者の人数を減ずる方策をたてる必要がある。
- 2) 大学院については保健学研究科と国際協力研究科では社会人入試入学者の割合が比較的高く、今後も社会人のニーズが見込まれる。社会人のニーズに応えるためには遠隔授業やサテライト施設の整備が必要である。現在国際協力研究科で行われている三鷹のサテライト授業をさらに充実し、保健学研究科でもサテライト授業を実施することは社会人のニーズに応える方策として検討したい。

**7. (編入学者・退学者)**

退学者が比較的多い総合政策学部と外国語学部については、入学後に基礎学力を高めるなどのカリキュラムを整備し、学生と教員の接触を増やしたのでその成果を見守りたい。また志願者の増加を図るとともに、学部の教育方針を学生が理解する可能性の高いAO入試や推薦入試の合格者を増やすことを検討する。

**(4) 教員組織****[目標]**

平成21年度より全専任教員を対象に、教員の教育と研究、さらに医学部では臨床業績を加味した教員評価制度を実施する。

**(教員組織)**

- 学部・学科、大学院等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部、大学院の教員組織の適切性、妥当性

- 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性
  - 主要な授業科目への専任教員の配置状況
  - 教員組織における専任、兼任の比率の適切性
  - 教員組織の年齢構成の適切性
  - 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性
  - 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況（大学院）
- [現状説明]

杏林大学の理念・目的は、前述の如く「崇高な人類愛と高度の科学精神を基盤とするすぐれた人材の育成」と、「もって広く人類の福祉に貢献する」ことであるが、この理念実現のために、専任教員は医学部366名、保健学部114名、総合政策学部37名、外国語学部43名、大学院2名の総数562名（表19）を擁している。一方、在籍学生総数は学部4,476名（表14）、大学院研究科修士課程113名、博士課程94名（表18）の総計4,683名で、専任教員1人当たりの学生数は8.3名である。

授与される学位は、博士（医学）、博士（保健学）、博士（学術）、修士（保健学）、修士（看護学）、修士（開発学）、修士（学術）、修士（国際医療協力）の他、学士（医学）、学士（保健衛生学）、学士（看護学）、学士（臨床工学）、学士（救急救命学）、学士（社会科学）、学士（総合政策学）、学士（企業経営学）、学士（文学）の17種類である。

各学科における専兼比率は表3に示す通りである。専任教員の個々の学科目または講座名並びに授業科目は表20に、年齢構成は表21に示す通りである。

各学部の教務委員会は、月1回開かれ、教員間の連絡調整が図られ、必要な改善・改革の方策が講じられる。教務委員会での審議事項は、教授会で報告、承認され、実行に移される。

大学院の専任教員は国際協力研究科の2名（特任教授）のみで（表19）、大学院生の教育研究は事実上、学部教員の兼担で運営されている。大学院の教育課程編成の目的を具体的に実現するための連絡調整は、研究科運営委員会にて原案が作られ、研究科委員会の場で討議が行われる。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

専任教員1人当たりの在籍学生数は医学部2.2人、保健学部10.0人、総合政策学部39.1人、外国語学部30.9人と概ね教育に必要な教員数を配置している（表19-2）。実験や実習が多い医学部、保健学部では学生1人当たりの教員数が多く、少人数教育の実践が可能である。一方、総合政策学部、外国語学部では、助教が少ないこともあり比較的少数の教員が多数の学生を受け持っているが、教員の熱意でperson to personのきめ細かい教育が実践されている。専任教員は専ら杏林大学の教育研究に従事しているが、杏林大学での業務遂行に支障を来さない範囲で他施設での業務参加が認められている。

従来、授業科目は専任の教授、准教授、講師に委ねられていたが、平成17年の学校教育法第58条の改正に伴い助教も講義をすることが可能となった。もともと総合政策学部と外国語学部の文系2学部には助教が少ないためほとんど影響を受けないが、助教が多い医学部、保健学部の医療系2学部では、来年度のカリキュラム編成からこの条項が適用される。

大学院の教育研究が、学部教員の兼担で運営されているのは望ましいことではない。大学の財政事情を勘案しつつも、将来、研究科専任教員の採用が望まれる。

大学院の研究科委員会は研究科毎に月1回開催されているが、研究科運営委員会は研究科委

員長が必要時に招集して開かれる。平成19年度より大学院研究科毎に教務担当教員を任命しており、以来、教員間における連絡調整は円滑になった。

**(教育研究支援職員)**

- 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性（大学院を含む）
- ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性
- 大学院における研究支援職員の充実度

**[現状説明]**

教育研究支援職員としては助教の他に、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクターの制度がある。ティーチング・アシスタントは、本学大学院に在学する優秀な学生のうちから必要に応じて任用され、学部学生及び修士課程の学生に対する実験、実習、演習などの教育的補助業務を行う。リサーチ・アシスタントは大学院博士課程に在学する者で学識に優れ、将来研究者となり得る人物を任用し、学部、大学院研究科及び研究施設が実施する共同研究等の活動に必要な研究補助業務を行う。ポスト・ドクターは、学位取得者ないしは博士課程課程修了者で優れた研究能力を有する者のうちから研究補助者として研究活動の一部を分担する。その他、各講座には1名の技術職員（助手）が配置されている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

現在、ティーチング・アシスタントは保健学研究科に9名、国際協力研究科に9名、ポスト・ドクターは医学研究科に1名いるが、リサーチ・アシスタントはいない。実質的に演習、実験、実習を伴う授業を補助しているのは助教であり、さらに技術職員（助手）が複数の教育研究職員の教育、研究業務を補佐している。ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター制度の一層の活用を図る必要がある。

**(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)**

- 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性（大学院を含む）
- 教員選考基準と手続の明確化
- 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

**[現状説明]**

准教授以下の教員の応募は、欠員が生じたときに教室主任の推薦で行われる。教授の募集は、本人を良く知る学内の教授の推薦が必要なため学内でのみ公告され、全国公募制はとっていない。

職員の採用及び任免は杏林学園職員就業規則に則り、理事長が行う。教育職員は大学設置基準及び学園の定める資格を有する者のうちから採用する（同規則第8条）。教員の昇格に関する規程はなく、所属上長の推薦によって理事長が最終的に決済している。

大学院の教職は、大学教員が兼務している。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

教員の募集が公募でないことは広く人材を求めているとも言えるが、本人を熟知する本学教授の推薦とあれば、不適切な人材を採用するリスクを減少できる長所があり、現在の教員採用に問題はない。

事務職員の人事考課は行われており、昇格、昇任、異動、配置の用途に供されているが、教員の人事考課はなされていない。本学でも平成21年度より教員評価制度の導入が決定されており、平成19年度より試行されている。将来的には教員評価結果は昇任人事の参考資料となる。

**(教育研究活動の評価)**

○教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性（大学院を含む）

○教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

**[現状説明]**

研究活動は、杏林医学会雑誌に毎年掲載される学会発表、論文、著書などの業績集によって評価されるが、従来、教育活動が正当に評価されていないとの批判があった。そこで本学では教育業績を含む総合的な教員評価を平成19年度より試行し、平成21年度から本格実施することとなった。評価項目は学部によって異なるが、基本的には教育、研究、臨床、管理運営、社会貢献、情意考課などについて、それぞれの所属上長が評価する。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

教員評価の導入は、教員の諸活動を点検・評価することによって教員の意識改革を図り、本学の教育、研究、診療などの諸活動の一層の向上に資するものと期待される。特に講義コマ数、臨床実習指導、チューター、OSCE評価者、FDへの参加、担任など教育面での評価がなされると教育活動における教員の協力が得やすくなると期待される。

**(学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備)**

○新制度への対応についての大学としての考え方

○それぞれの職の位置づけ

○教育担当（各授業科目における教育担当の状況とその適切性）

○任免手続き

○教学運営への関与（特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況）

**[現状説明]**

学校教育法第58条の改正に伴い、本学の学則第3章「教職員組織」も「本学に教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員その他の職員を置く」（第7条）と改訂された。従来の教授、講師はそのままで、助教授を准教授、助手を助教と読み替えたものである。助教は講義を担当し、研究に従事する者とした。助教には任期が定年までである講座制助教と1年任期の任期制助教があり、任期制助教は教室主任が必要とすれば1年毎に任期を更新する。それ以外の職位に任期はなく、教授の定年は65歳、准教授以下は63歳が定年である。

本学では従来、学内講師の呼称があり、対外的な職位は助教であるが、講師に準ずる者として教育を担当する講座制助教がいる。学内講師は講師同様、講義を担当し、試験問題を作成し、

教務関係の委員となってカリキュラム改訂に携わっている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

准教授、助教の名称変更に伴う混乱は見られていない。現在は助教授が准教授に、助手が助教になっただけの認識でいるが、本来意図された、それぞれの役割分担の意識改革までにはまだ相当の年月を要するものと思われる。ただ本学の学内講師は実質上新制度下の助教の任務を果たしており、新制度の先取りと評価できる。

准教授は教授の職務を助ける地位でなくなったことから、付属病院の診療科長は診療に秀でた准教授でもよいこととなった。医療の現場ではしばしば結果責任を問われるため、診療上の命令系統は教学と別であることを明確に示した。

#### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

##### ○学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

#### [現状説明]

本学の大学院生が、学外の研究所で研究論文を完成させた例はあるが、学内外の大学院や学部、研究所等の教育研究機関との組織的な人的交流は行われていない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

研究科の教育・研究レベルの向上のためにも、学内外の大学院や学部、研究所等の教育研究機関との組織的な人的交流は重要である。今後、その可能性を検討する価値がある。

#### [改善方策]：教員組織

##### 1. (教員組織)

本学ではまだ大学と大学院が一体化しており、大学院は国際協力研究科の2名の特任教授以外は全て学部教員が兼担している。今後の大学院研究科の発展のためには、研究科専任教員が望まれる。

##### 2. (教育研究支援職員)

経済支援策としては、大学院学生に対するティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント制度、博士課程修了者に対するポスト・ドクター制度の一層の活用を図るために必要な予算措置を行う。

##### 3. (教育研究活動の評価)

平成21年度から研究業績や学生による授業評価に加え、教育業績、社会貢献、大学の役職、学位指導実績、外部資金の獲得実績などを総合的に評価する教員評価制度を正式導入する。平成20年度は評価基準策定のための試行を行う。

##### 4. (学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備)

学校教育法並びに大学設置基準の改正により、助教も学生を教授し、その研究を指導する立場となった。平成20年度以降、任期制助教にも授業を担当させ、助教の意識改革を図る。

##### 5. (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

平成18年度より研究科の教育に責任を持ち、かつ活性化を図る人材として各研究科に教務

担当が新たに任命された。今後はこれら教務担当が中心となって、大学院教務委員会や「ありかた委員会」などの場で、学内外の教育研究機関との組織的な人的交流の可能性を検討する。

## (5) 施設・設備等

### [目標]

- ①八王子キャンパスおよび三鷹キャンパスの機能を補充し、両キャンパス間の連携を改善するため、IT環境を整備する。
- ②平成21年に予定されている保健学部看護学科の三鷹キャンパスへの移転を滞りなく完遂する。
- ③三鷹キャンパスの共同研究施設の整備、改善と効率的な運営を継続的に進める。

### (一) 施設設備

#### (施設・設備等の整備)

- 大学・学部・大学院研究科等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況
- 大学院専用の施設・設備の整備状況

#### [現状説明]

校地面積は三鷹地区54,528㎡、八王子地区129,912㎡の計184,440㎡で、校舎面積は三鷹地区35,725㎡、八王子地区35,557㎡の計71,282㎡である(表36)。三鷹地区の主な附属施設には本部棟、医学図書館、附属病院、附属看護専門学校、体育館が、八王子地区には体育館、職員宿舎がある。

講義室は、三鷹地区に7室、八王子地区に78室あり(表37)、学生用実験・実習室は三鷹地区に12室、八王子地区に29室あり、うち語学学習施設(LL教室)は三鷹に1つ、八王子に4つ有る(表38)。各教室の使用率0-88.4%はであった(表40)。

図書館は、医学部分館、保健学部分館、総合政策学部・外国語学部分館の3つがある(表41)。それぞれの図書冊数、図書の受け入れ状況、座席数等(表41~43)については「10. 図書館」の項に譲る。

各学部が使用する講義室の数は、医学部7室、保健学部13室、総合政策学部26室、外国語学部28室である。その他、演習室として保健学部が25室、外国語学部が5室を使用している(表37)。学部学生の実験室、実習室は医学部が12室、八王子3学部が29室使用している(表38)。医学部附属病院の病床数は1,175床(275病室)で、医学部、保健学部看護学科並びに看護専門学校の臨床実習に供している。

校内LANは平成12年度に構築されたが、限定的な利用に過ぎなかった。平成17年度から取り組みが開始された八王子キャンパスの本格的なIT化計画は、①事務部門のITリニューアル、

②授業のオンデマンド化、③キャンパスインフラの整備を3本の柱としている。平成19年度中には、各講義室や実習室に情報コンセント、小型デスクトップPC、液晶タブレットモニター、液晶プロジェクタ等、授業支援のためのインフラがほぼ整備される予定である。またコンピュータ室は平日9:30~20:00、土曜9:30~12:30の授業時間以外には解放されており、一定のルールのもとでインターネットアクセスやメールが自由にできる。

メールアドレスは教職員に付与されており、事務部、各学部の研究室、教授室、准教授・講師室等に設置された端末よりインターネットへ接続して情報の検索や電子メールの使用が可能となっている。平成18年度は八王子キャンパスにおいて新生を対象に履修登録システムを導入、平成19年度からは在校生にも適用した。その結果、平成19年度から在校生全員がウェブ上での履修登録が可能となった。

また、平成18年よりキャンパス内に導入された携帯電話利用の情報伝達ツールのCRV (Catch the Real Voice of students) システムは、学生の持つ携帯電話を利用して授業中・授業後のテスト、アンケート調査、質問・意見の受付、出欠管理などを行うことが出来るもので、とくに受講学生の多い講義科目において利用が進んでいる。

大学院研究科の専用施設としては、国際協力研究科が講義室として9室、演習室2室、学生自習室2室を確保しているが(表37)、その他の研究科は専用の講義室はなく、学部の実習室、実験室、コンピュータ室などを共同利用している(表39)。

三鷹キャンパスの大学院研究科専用施設としては、放射線同位元素部門、電子顕微鏡部門、フローサイトメトリー部門、蛋白質・核酸解析部門、生体機能実験部門、実験動物施設部門の6部門からなる共同研究施設がある。同施設は、各教室単位を越える大型の研究装置を有し、研究の活性化に役立っている。

また平成13年に完成した三鷹キャンパスの大学院講堂も大学院施設となっており、大学院講義はもとより、245人を収容できるため、大学や病院が講演会や市民向けの公開講座を開催したり、教員が学会、研究会を開催するのに活用されている。

平成21年度から保健学部看護学科が三鷹キャンパスへ移転する。

#### [点検・評価(長所と問題点)]

八王子キャンパスは教育研究目的を達成するのに十分な施設、設備を備えているが、主要駅からの交通が不便なことが、かねてより教職員、学生の最大の負担となってきた。しかし交通事情に関しては、JR八王子駅から八王子キャンパスへの交通は山岳部を貫通するトンネルが完成し路線バスが迂回しないで済むようになったため所要時間は45分から25分に短縮された。また、東京外環道が中央高速道路に繋がったことで、杏林大学に通じる滝山街道の慢性的な道路渋滞も緩和されると期待される。加えて、拝島駅からの杏林大学行きバスにも新たな路線が増設され、交通事情は改善されつつある。

一方、三鷹キャンパスはJR、私鉄の3駅からアクセス可能な比較的便利な位置にあり、教育研究目的のための施設、設備を備えている。特に外来棟、入院病棟の改築が完成した医学部附属病院は、医学部学生、保健学部看護学科や看護専門学校の学生に理想的な教育実習の場を提供している。

校内LANは教員同士や教員と事務職員間の連絡や情報伝達に多いに役立っている。

八王子キャンパスのIT化はインフラ整備の途上であるが、すでに設備の整った大・中の講義室においては、ITが授業支援に十分活用がされている。問題点としては、デジタル教材の

蓄積の遅れが挙げられる。一部コンピューター室のPCおよびプロジェクタが老朽化しているが、平成20年度にシステムの入替えが予定されている。また三鷹キャンパスにも平成19年9月には本格的なコンピュータ室が完成し、1学年全員が同時にインターネット授業やcomputer based test (CBT) を受けられるようになった。

平成21年度から保健学部看護学科が三鷹キャンパスの旧看護専門学校第2校舎へ移転する。そのために看護専門学校第2校舎を大学へ移管し、学生を受け入れるための教室、実習室、学生談話室、教員室などの改装工事を急ぎ行っている。

三鷹キャンパスの共同研究施設は、学生、教員等に広く利用されており、医学研究科における教育研究活動に必要な存在となっている。しかしながら、一部、十分に活用されていない研究機器等も見受けられ、研究法の動向、教員の要望等を考慮して、継続的に内容の見直しを行い、施設、機器等が効率的に活用される方策を検討する必要がある。大学院講堂は、大学院講義のほか、学内講演会や市民講座、さらには研究科教員が開催する研究会、学会等に広く活用されている。

#### (キャンパス・アメニティ等)

##### ○キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

##### ○「学生のための生活の場」の整備状況

##### ○大学周辺の「環境」への配慮の状況

#### [現状説明]

八王子キャンパスの魅力と機能性を高めるため、平成18年1月に「アメニティ検討委員会」および具体的施策を検討する9つの部会が発足した。

平成18年度は各部会から提出されたプランについて優先順位を協議し、図書館の改修、食堂厨房およびホールの改修、トイレの改修およびパウダールームの設置、コンビニ設置、遊歩道建設、バスターミナル移設およびバスロータリーに外灯増設などの改善を行った。

学生の懇談用の部屋として、学生ホールが2部屋(125㎡と110㎡)あり、禁煙と喫煙可に分けている。さらに、小グループの会議室として20㎡程度の部屋を3室用意している。本学学生の教育及び課外活動、教職員の福利厚生を目的とした施設として、本学が賃貸借契約を締結している神奈川県相模湖畔に「相模湖クラブハウス」がある。大学から車、または電車で1時間余りの距離に位置し、文化系、体育系のクラブおよびサークル、学部のゼミナールや研究室単位で利用されることが多い。

また八王子キャンパスに勤務する職員は教育・研究のために宿泊の必要が生じた場合は「八王子宿泊施設」を利用できる。

八王子キャンパスは緑豊かな環境にあり、三鷹キャンパスも緑が多い恵まれた環境にあり、これを研究用あるいは医療用廃棄物で汚染させないよう細心の注意が払われている。

#### [点検・評価(長所と問題点)]

学生の厚生施設として、八王子キャンパスには学生食堂、書籍店、コンビニエンスストア、学生ホール、体育館、グラウンド、柔道場、剣道場、部室、学生会室が、三鷹キャンパスには学生食堂、学生ホール、書籍店、体育館、部室、学生会室が整備されている。

八王子キャンパスの学生ホール内にはコンビニエンスストアもあるため常時学生で賑わって

いる。三鷹キャンパスでは学生食堂の他、病院のレストラン、喫茶室、コーヒーショップも利用できる。また病院内には売店の他、24時間営業のコンビニエンスストアがあり、重宝である。講義棟には全面禁煙の学生ホールがあり、自販機が設置されていて学生は休憩時間を過ごしている。

平成21年に保健学部看護学科が三鷹キャンパスに移転すると一挙に400名近い学生が増加する。そのため図書館閲覧室、学生食堂、売店等が手狭になることが予想され、今から対応策を講じる必要がある。

相模湖クラブハウスは公共の交通機関や車を利用して約1時間で行けるという利点があるが、研修室や体育施設が少ないため、ゼミ活動・体育系クラブ等の合宿には十分とはいえない状況である。

### (利用上の配慮)

#### ○施設・設備面における障害者への配慮の状況

##### [現状説明]

三鷹キャンパスにはかつて課外活動としてのスポーツで脊髄損傷となった学生が在籍したため、車椅子でも移動できるよう構内に専用駐車場が設置され、講義棟と附属病院はエレベータ、車椅子用トイレ、スロープ、手すりなどの設備によってバリアフリーとなっている。

八王子キャンパスには視覚障害者1名、聴覚・言語障害者1名、下肢機能障害者2名が通学している。現在、聴覚障害者1名が手話通訳の介助で授業を受けている。下肢機能障害者には車椅子用トイレ、スロープや手すりの設置、エレベータ利用などの便宜を図っているが、キャンパス自体が丘陵にあるため高低差が大きく、講義棟間の移動には学友などの介助を必要としている。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

三鷹キャンパスは障害者、肢体不自由者への配慮ができています。八王子キャンパスは、設備面で障害者への配慮はなされているものの、肢体不自由者には不向きな環境である。八王子キャンパスのバリアフリーに向けたさらなる整備が必要である。

### (組織・管理体制)

#### ○施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況（大学院施設を含む）

#### ○施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

#### ○実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

##### [現状説明]

大学及び大学院の用地、建物、建物付属設備および構造物その他一切の施設の管理運営は杏林学園校舎構内等管理規定に則っている。校舎等の管理責任者は理事長であり、施設管理区分毎に総括者、管理分掌者及び看守者がおかれている。学園本部施設の総括者は理事長の指名する理事があたるが、その他施設の総括者は学長である。管理分掌者は、各学部施設は各学部長、図書館施設は図書館長、附属病院施設は病院長、看護専門学校施設は校長である。看守者は、

学園本部施設は総務部長、医学部施設は医学部事務長、他の3学部施設は八王子事務部事務長、図書館施設は図書館課長、附属病院施設は病院事務長、看護専門学校施設は事務課長がその任に就き、管理分掌者を補助し、所属職員を指揮して管理業務を遂行する。

また杏林学園校舎構内等管理規程は、環境被害を発生させるような事故があった場合は、当該校舎等の監守者は直ちに調査の上、「事故報告書」を管理分掌者に提出することと定めている（第18条）。これまでに研究棟での漏電による“ぼや”や薬品破損による悪臭などの事故が報告されている。

三鷹キャンパスの共同研究施設の運営は、施設を利用する教室の代表者からなる各部門運営委員会により円滑に行われている。また予算や共同研究施設全体の問題は各部門長と数名の委員からなる共同研究施設運営委員会で討議、決定されている。危険防止のための安全管理については、毒物劇物関係は毒物劇物管理委員会が、その他危険物は危険物管理委員会が責任をもって管理している。また、放射性同位元素等の放射性物質については、放射線取扱主任者が管理責任を負っている。火災関係の管理については、総務部に防火管理者がおかれている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

事務局本部の1部門である経理部には経理課、用度・管財課、施設課が置かれ、それぞれ物品の購入、施設や物品の管理、設備の保安全管理を行っている。

学部の建物及び施設の使用許可及び維持管理に関する看守業務は、医学部事務部事務課の庶務係と八王子事務部の庶務課があたり、必要に応じて事務局本部の用度・管財課、施設課と連携して、滞りなく運営されている。

各部門において、施設・設備の維持、管理および実験等に伴う危険防止のための安全管理については、法令に則って適正に行われている。さしあたって施設・設備等の維持・管理に関する責任体制に改善・改革の必要はないが、三鷹と八王子キャンパスで施設、設備面で格差が生じないように学園施設全体のチェック機構が必要である。

### (二) 情報インフラ（大学院）

#### ○学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

#### ○国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

#### [現状説明]

大学・大学院における情報インフラは、八王子キャンパスの保健学分館、人文・社会科学分館と三鷹キャンパスの医学分館など図書館と総合情報センターが管理する諸設備であり、いずれも学部との共用である。蔵書冊数は保健学分館9万冊、人文・社会科学分館16万冊、医学分館25万冊を超え、その他に多数の非印刷媒体の資料を所蔵している（11.図書館の項参照）。図書館の収蔵スペースは限界に達しており、雑誌を中心として、冊子体の所蔵から、電子ジャーナルへの切り替えが進められている。

国内の他大学、大学院の図書館との相互貸借等のサービスについては、国立情報学研究所が中心となっている国内の大学・研究所等の図書館間の相互協力体制に加入し、利用者の便宜をはかっている。また、海外の文献入手については、医学図書館を通じて、米国のNational

Library of Medicine及び英国のBritish Libraryから入手するサービスが提供されている。

### [点検・評価（長所と問題点）]

3つの図書分館は、図書館長のもと、図書館運営委員会およびそれぞれの図書委員会により適切に運営されている。医学図書館の和洋雑誌・単行本・視聴覚資料はともに医学図書館協会所属図書館の平均を上回り、非印刷媒体の所蔵資料は人文・社会科学図書館だけで同規模私立1大学当たりの平均を上回っている。外部諸機関との図書等の相互利用についても、適切に行われている。

また、総合情報センターでは、利用環境の向上と各種コンテンツの充実に努めており、評価できる。コンピュータ室のPCおよびプロジェクターが老朽化しているが、平成20年度にシステムの入替えが予定されている。

しかし情報源である図書館および総合情報センターは、いずれも学部との共用施設であり、研究科レベルの文献資料やデータベース、コンテンツ等の収集を容易にする情報インフラが望まれる。

### [改善方策]：施設・設備等

#### 1.（施設・設備等の整備）

- 1) 平成19年度には八王子キャンパスに導入した履修システムと連動する就職支援システムや授業支援システム、学生生活支援システムの導入により、入学時から卒業、就職まで一貫した学生データの管理を行い、きめ細かな指導が可能となった。デジタル教材については、各資格の国家試験対策のための演習や、実習といった内容を優先して、その蓄積を図っていく。
- 2) 保健学部看護学科を三鷹キャンパスへ滞りなく移転させるために、看護専門学校第2校舎を大学へ移管後、教室、実習室、学生談話室、教員室などの改装工事を行う。
- 3) 三鷹キャンパスの共同研究施設は、各部門の委員会や全体会議である「共同研究施設運営委員会」で共同研究施設の利用状況、教員の要望等も調査して、より効率的な運用を図る。

#### 2.（キャンパス・アメニティ等）

- 1) 平成19年度は、八王子キャンパスの図書備品の整備、八王子宿泊施設の改修、更衣室のロッカー更新、シャワールーム、トイレの改修、遊歩道の整備、学生バイク駐輪場建設などを行ったが、将来的には、学生がゼミや体育系の合宿で利用できる厚生施設の充実が望まれる。
- 2) 保健学部看護学科の三鷹キャンパスへの移転に伴い、平成20年度中に図書館閲覧室、学生食堂、売店を拡充する。

#### 3.（利用上の配慮）

八王子キャンパスをバリアフリー化して、肢体不自由者でも学修できる環境整備を行う。

#### 4. 情報インフラ（大学院）

大学院が必要とする情報の質と量は学部とはかなりの差があるがことから、平成20年度に図書館に「リンクリゾルバー」を導入し、当大学図書館および外部機関における文献検索の利便性を高める。

## (6) 社会貢献

### [目標]

- ①開かれた大学として、公開講演会、公開講座を開催し、地域のイベントにも参加して、地域社会との連携を保つ。
- ②社会貢献を念頭に置いた大学院の教育・研究体制を構築する。

### (社会への貢献)

- 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
- 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況
- 教育研究上の成果の市民への還元状況（大学院を含む）
- 国や地方自治体等の政策形成への寄与状況

### [現状説明]

杏林大学は、平成18年度に公開講演会を15回、少人数形式の連続公開講座3テーマ（計13日間）を開催している（表10）。その他、八王子学園都市大学・いちよう塾一般講座にも講師を派遣し、平成18年度は18テーマ（計101日）講演を行った。これら講演会や講座の企画は、広報・企画調査室が行っている。

その他、八王子いちよう祭りへの参加、保健学部による多胎育児中の親を対象とした講習会、吹奏楽団による小学校の記念式典での演奏や老人ホームでの演奏会、医学部管弦楽団による病院内アンサンブルコンサートや定期演奏会など各種イベントの開催や参加を通じて地域と交流し社会貢献している。

医学部も杏林大学が行っている市民講座、公開講座等に教員を派遣し積極的に参加、協力している。また付属病院は高度医療や救急医療などの日常診療で地域医療に貢献し、医学研究科は基礎・臨床医学を含めた医学研究において成果をあげ、これを以て社会に寄与している。

国や地方自治体等におけるの本学教職員の公的役職は毎年発刊される自己点検・自己評価のためのデータブック「杏林大学の現況」に示されている。最近3年間の公的役職は、平成16年度70件、平成17年度52件、平成18年度84件であった。平成18年度の公的機関の内訳は、厚生労働省23件、その他の省庁3件、国立研究所1件、東京都9件、その他の県3件、八王子市4件、調布市2件、その他の市7件、その他の公的機関32件であった。

### [点検・評価（長所と問題点）]

杏林大学主催の公開講演会や公開講座の他、八王子市の市民大学にも積極的に参加し、大いに社会貢献している。また学部主催の講習会や地域のイベントへの参加も増えて、地域との連携は進んでいると評価できる。医学部付属病院は、多摩地区唯一の特定機能病院として地域医療に貢献していることは地域からも高く評価されている。

本学の多くの教職員が、国や地方自治体の審議会、委員会の委員として、また日本学術会議、日本学術振興会、国際協力機構（JICA）等政策決定に影響を与える公的機関の委員として活動していることから、国や地方自治体等の政策形成に大いに寄与している（別表1-3）。

別表1-3 国や地方自治体等の政策形成への寄与（平成17～19年度）

	学部	氏名	関与した政策決定の内容	委員会等の名称	
1	医学部	荻田 香苗	「日本人の栄養所要量－食事摂取基準策定」（厚生労働省健康局：平成17～21年度使用版）	日本人の栄養所要量－食事摂取基準－策定検討会	メンバー
2	医学部	鳥羽 研二	介護予防の健診項目策定	三鷹市介護予防ネットワーク	副委員長
3	医学部	鳥羽 研二	慢性期医療区分策定	厚労省 慢性期意見陳述	参考人
4	医学部	鳥羽 研二	経皮内視鏡胃瘻造設術のガイドライン策定	高齢者の医療の在り方検討委員会	委員
5	医学部	鳥羽 研二	北九州市地域ケア整備計画立案	北九州市地域ケア体制整備検討委員会	委員
6	医学部	鳥羽 研二	療養病床削減と受け皿作り	地域ケア整備に関する研究班	委員
7	医学部	鳥羽 研二	三鷹市健康福祉計画立案	三鷹市健康福祉審議会	委員
8	医学部	鳥羽 研二	療養型病床の転換の規準策定	厚生労働省「療養病床委員会」	委員
9	医学部	鳥羽 研二	要介護認定調査項目改訂	要介護認定調査委員会	委員
10	医学部	杉浦 正俊	東京都周産期医療対策事業に関する施策についての助言	東京都周産期医療協議会	委員
11	医学部	後藤 元	未承認薬の審査、承認（厚生労働省）	厚生労働省「未承認薬使用問題検討会議」	委員
12	医学部	高橋 信一	DPC(主要診断群)の策定	厚生労働省保険局MDC06作業班	委員
13	医学部	高橋 信一	平成19年度保険改正に関する診療報酬の策定	中央社会保険医療協議会「診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会」	委員
14	医学部	鳥崎 修次	救急医療の今後のあり方に関する検討会	厚生労働省医政局「救急医療の今後のあり方に関する検討会」	委員
15	医学部	鳥崎 修次	ヒト幹細胞臨床研究に関する審査	厚生労働省医政局「ヒト幹細胞臨床研究に関する審査委員会」	委員
16	医学部	鳥崎 修次	救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討	厚生労働省医政局「救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会」	委員
17	医学部	鳥崎 修次	産科救急搬送受入のあり方に関する検討	厚生労働省医政局「産科救急搬送受入のあり方に関する懇話会」	委員
18	医学部	鳥崎 修次	救急搬送業務における民間活用に関する検討	消防庁 救急搬送業務における民間活用に関する検討会	委員
19	医学部	鳥崎 修次	救急需要対策に関する検討	消防庁 救急需要対策に関する検討会	委員
20	医学部	鳥崎 修次	災害時における消防と医療の連携に関する検討	消防庁 災害時における消防と医療の連携に関する検討会	委員
21	医学部	鳥崎 修次	救急業務におけるトリアージに関する検討	消防庁 救急業務におけるトリアージに関する検討会	委員
22	医学部	鳥崎 修次	東京都の救急医療対策に関する検討	東京都福祉保険局 救急医療対策協議会	委員

23	医学部	島崎 修次	緊急被ばく医療の検討	放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療ネットワーク会議	委員
24	医学部	島崎 修次	長野県の救急医療に関する対策	長野県 長野県救急医療に関する特別委員会	委員
25	大学事務部	樋田 孝史	八王子市の公共施設を中心に開催される市のイベント、催しの企画	(財)学園都市文化ふれあい財団	委員
26	大学事務部	樋田 孝史	八王子市民大学（学園都市大学）の運営	学園都市大学評議会	委員
27	総合政策学部	北島 勉	青梅市の地域保健計画づくり	青梅市地域保健計画策定委員	委員
28	総合政策学部	北島 勉	東村山市の地域保健計画づくり	東村山市地域保健計画推進部会	委員
29	総合政策学部	橋本雄太郎	東京消防庁救急活動基準の一部改正	東京都メディカルコントロール協議会事後検証委員会	委員
30	総合政策学部	橋本雄太郎	東京消防庁救急活動基準の一部改正	東京都メディカルコントロール協議会教育に関する委員会	委員
31	外国語学部	熊谷 文枝	神奈川県藤沢市在住高齢者の福利安寧向上のための施策検討	藤沢市高齢者策定委員会	委員
32	保健学部	金子 哲也	八王子市環境基本条例に基づく河川水系水質汚濁防止および下水道計画、大気汚染監視網の設定、ゴミ処理計画の審議等	八王子市環境審議会	委員
33	総合政策学部	阿久澤利明	公益法人制度の抜本的な民法改正に向けて、公益法人の管理運営やガバナンスを明らかにする	公益法人の自主的・自立的運営に係る研究委員会	委員
34	総合政策学部	阿久澤利明	高齢化による多摩ニュータウンや千里ニュータウンなどのオールドタウン化に対して、地域の環境整備、居住の選択肢の提供などを目的とした新法を制定するための検討	住民による共用地等の管理手法に関する検討会	委員

**[改善方策]：社会貢献**

- 1) 地域との連携、交流は三鷹市や八王子市など自治体との連携事業と大学独自の事業に分けられる。前者については三鷹ネットワーク大学、八王子諸大学によるネットワーク事業などに、より積極的に参加する。後者については、これまで行われてきた公開講座を継続する一方、本学の特色でもある留学生と地域との交流を図る事業や大学の持つ人的・知的資源を活用した新たな企画を立案、実行し、杏林大学が地域に開かれた大学としての社会的責任を果たす。
- 2) 付属病院は、今後も救命救急、エイズ、がんなど多くの重症、難病疾患の拠点病院として先進的な医療を推進し、地域住民の健康に貢献する。

## (7) 学生生活

## [目標]

- ① 研究科学生の経済支援を推進する。
- ② 定期健康診断の受診率100%を目指す。
- ③ 学生相談室を充実させ、学生を精神面でもサポートする。
- ④ 卒業予定者の就職内定率100%を目指す。

## (学生への経済的支援)

## ○奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（大学院生を含む）

## [現状説明]

奨学金制度は勉学に対する強い意欲を持ちながらも、経済的理由により修学が困難と認められる者に学費を貸与し、将来性のある学生に対して学業を継続させることを目的としている。出願時期、出願資格、貸与、給付金額、返還方法、義務等、それぞれ団体によって違うので応募要項には十分注意するよう学生に呼びかけている。

平成18年度の学内の奨学金及び学外の奨学金（表44）、奨学金以外の援助制度は、以下のとおりである。

## 1) 学内の奨学金と平成19年度受給人数

## ① 杏林大学奨学金（給付）

給付額：年額36万円（月額3万円）

対象：人物・学業成績ともに優れ、修学継続の熱意があるにも関わらず経済的理由により修学が困難な学生

受給人数：学部学生38名、大学院学生4名

## ② 杏林大学緊急時奨学金（給付）

給付額：一人当たり年額50万円を上限

対象：学部または研究科の最終学年の学生で、保護者（家計支持者）の経済的な状況が急変し、継続の意志が認められるにも拘わらず、修学の継続が極めて困難な者

受給人数：1名

## ③ 杏林大学入学時奨励金（給付）

給付額：200,000円

対象：本学入学者で各学部各学科の入学試験において、最も成績優秀な者

給付人数：11名

## ④ 杏林大学在学学生奨励金（給付）

給付額：100,000円

対象：2年生以上の在学学生のうち、前年度の学業成績が各学部学科の各学年で最上位の者

給付人数：24名

## 2) 学外の奨学金

## ① 日本学生支援機構第1種奨学金（貸与）

貸与額：月額64,000円（自宅通学者は54,000円）

対象：経済的理由から修学が困難で学業成績が優秀な者

受給人数：学部学生290名、大学院学生8名

② 日本学生支援機構第2種奨学金（貸与）

貸与額：月額30,000～100,000円

対象：経済的理由から修学が困難で学業成績が優秀な者

受給人数：学部学生670名、大学院学生1名

3) 杏林大学医学部同窓会奨学基金（無利子貸与）

貸与額：年額600,000円

対象：本学医学部に在学する5・6年生で経済的理由により就学が困難な者で学業成績、健康状態、及び人物ともに良好であると認められる者。

4) 日本国際教育境界学習奨励費

対象：外国人留学生で、成績係数1.5以上。仕送り月額90,000円以内の者）

給付額：月額50,000円

杏林大学奨学金は、成績優秀な学生に給付されるが、日本学生支援機構については、公募を行い、応募書類と面接に基づいて、学業成績、生活の困窮度等を総合的に勘案して候補者を選定している。

学費の納入は、4月15日までに前期分納入、9月30日までに後期分納入を原則としている。希望により、全額を一括納入することも出来る。

〔点検・評価（長所と問題点）〕

日本学生支援機構、杏林大学奨学金給付制度は、経済的負担の軽減のみならず勉学の奨励に大いに役立っている。奨学金は、経済的に困窮している学生にとっては救済としての機能を果たしている。しかし、奨学金出願時期が総じて4月に集中しており、年度途中で必要の生じた学生に対する配慮も必要である。

日本学生支援機構の奨学金は、経済的補助により卒業まで安定して学業を継続するための有意義な制度である。しかし、採用人数が限られているため、希望者が多くにもかかわらず、学内選考及び団体での選考でふるいにかけてられるケースが多い。貸与希望者の家計状況等を把握した上で適切な指導をする必要がある。現在、奨学金担当者が、奨学金の出願提出書類に基づき個別に各学年主担任、（副）担任より情報収集を行って推薦順位を決定している。家計、学力などは基準により評価し、人物評価について面接等を行っているが、細かい部分まで評価することが難しい。

奨学金への応募は、家計評価が10以上の学生は杏林大学奨学金、日本学生支援機構の奨学金の両方への併願が可能であるが、評価が10未満の学生はどちらかへの単願のみと制限がある。

毎年奨学生の適格認定の際、成績下位者（警告、精励該当者）が何名か含まれたり、進級試験不合格で受給資格を失う学生もあり、奨学生としての自覚が希薄な者があるのは問題である。

平成18年4月に創設された杏林大学緊急時奨学金は、家計急変による経済的打撃を被った学生を援助するのが目的である。額は十分とは言えないが評価できる。

学費は前期・後期とも開始当初には、ほぼ同時期に納入しなければならないため、大学生を複数抱える家庭、収入が少ない家庭にとっては相当の負担となる。また学納金振込用紙を発送

してから2週間程度の納入期限を設定しているが、その都度未納者数名が出る。学費未納者に対しては、奨学金出願への指導・アドバイスを行っている。

大学院生は杏林大学奨学金（給付）ならびに日本学生支援機構第1種、第2種奨学金（貸与）を受けることができるが、生活に十分とは言えず、その他の経済的支援策が必要である。

### （生活相談等）

#### ○学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性（大学院生を含む）

##### 〔現状説明〕

八王子3学部学生の健康管理としては、年度初めの定期健康診断と八王子保健センターでの健康相談・応急治療がある。

定期健康診断は全学年の学生を対象に実施している。体育系クラブに所属する学生については、心電図等、特に必要と思われる受診科目を追加して対処している。

八王子保健センターには所長を含む6名の校医がおり、交代で学生と教職員の健康相談に当たっている。その他、専任の看護職員1名と事務職員1名、三鷹キャンパスと兼務のカウンセラー2名が配置されていて、学生に対する予防接種の実施、応急処置、カウンセリング等の業務を行っている。

医学部全学生に対しても毎年、定期健康診断を行い、胸部直接撮影、内科検診、身長・体重測定、聴力・視力検査を実施している。定期健康診断の受診率は全学年平均で、内科診察77.4%、胸部直接撮影75.8%であった（杏林大学の現況、平成18年度参照）。

また、感染予防の見地から、新入生に対しツベルクリン反応のほか麻疹、耳下腺炎、風疹、水痘の各種抗体検査を、4年生に対しHBs抗体検査を実施し、これら陰性者には、任意ながらワクチン接種を実施している。

医学部は同じキャンパス内に付属病院を併設するため、学生に対する医務室を設けていない。必要が生じた場合は学生係で手続きの後、総合診療科（振り分け外来）を窓口とし、必要に応じて各科を受診することになっている。また、具合が悪くなった学生が一時的に休憩できる場所として本学付属病院の総合診療科外来診察室を使用している。

学生が講義、実習などの正課中、又は課外活動中の不慮の事故によって被った傷害に対する救済制度として全国的規模の「学生教育研究災害傷害保険制度」があり、本学学生は全員が加入している。

研究科学生に対しても、「学校健康法」の定めに従って「定期健康診断」を実施している。また、病気の学生は、本学付属病院において、初診料、特定療養費免除で診療を受けることができる。その他、精神的問題、人間関係、学業に関すること等、学生が抱える様々な悩みについては学生相談室のカウンセラーが対応している。

##### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

定期健康診断は、新学期早期の比較的登校率の高い時期に実施し、健康診断の本来の目的である疾病の予防にはじまり、早期発見に努め、健康面での学生生活を大いに支援している。八王子3学部の定期健康診断では、毎回1割弱精密検査を要する者が出るが、幸いにして再検査の結果で重篤な疾患が発見された例は今のところない。定期健康診断は、付属病院の内科医、看護師、技師及び事務員からなる最大限の協力体制で実施されている。また健診は、学生自身の健康への意識向上に役立っている。

特に医学生に対する各種伝染性疾患に対する抗体検査や予防接種は、臨床実習を行うための必要条件である。平成18年度の医学部1年生に対する各種抗体検査結果は別表1-4の通りであった。また1年生に対するツベルクリン反応検査は受検者84名中陰性11名、4年生に対するHBe抗体検査では受検者88名中4人が陰性であった。これら陰性者には任意ながらワクチン接種を行い、臨床実習で、感染にさらされる危険性を減ずるとともに、患者に感染を媒介しないように対処している。

学生の長期休学の理由としては精神障害の比率が高い。特にこの数年はそのような傾向が強く、精神面へのアプローチが以前よりはるかに重要な課題となっている。

**別表1-4 医学部学生に対する各種抗体検査結果（平成18年度、受検者数88名）**

	麻疹ウイルス	耳下腺ウイルス	風疹ウイルス	水痘ウイルス
陰 性	3	6	13	2
疑 陽 性	4	18	1	11
陽 性	81	64	74	75

#### ○ハラスメント防止のための措置の適切性（大学院生を含む）

##### [現状説明]

「杏林学園セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規定」に基づき、平成12年4月、杏林学園におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・排除及びセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に対応できるよう委員会を設置した。委員会は、防止対策専門委員会及び相談員からなり、セクシユア・ハラスメントを防止・排除するための広報・啓発活動及び研修の企画実施、苦情の処理及び被害者の救済、その他セクシュアル・ハラスメントの防止を目的に活動している。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

防止・対策委員会設置以前にも、学生より数度のセクシュアル・ハラスメントに係わる問題の相談が持ち込まれたが、これらの問題を処理する一貫したシステムが学内に無く、どのように対応すべきか問題になることもあった。しかし、当委員会が設置された事により、セクシユアル・ハラスメントに関する問題の処理機構が明確になり、問題解決に当たって、迅速かつ明瞭な処理ができるようになった点は評価される。委員会の存在自体がセクシユアル・ハラスメントの抑止効果を有している。

学生にとっても、セクシユアル・ハラスメントの問題が生じた場合、これは解決されるべき問題であることが明瞭になったこと、さらに問題解決のための相談の場が提示されたことは、大変良いことである。

問題点は、セクシユアル・ハラスメントとの判断、個人のプライバシーと人権の保護であり、これらは、場合によっては法律家の援助を仰ぐなどして対応していかなければならない。

セクシユアル・ハラスメントを防止・排除するために最も大切なことは、教職員・学生、また男女を問わず、「セクシユアル・ハラスメント」とは何かをしっかりと認識することである。そのためには他大学の情報を入手することや、広報・啓発活動を地道に続ける必要がある。

## ○生活相談担当部署の活動上の有効性

## [現状説明]

学生相談室は、学生部教職員や保健センターではカバーしきれない精神衛生分野での問題に悩む学生に専門的アドバイスをすることを目的としている。

三鷹キャンパスの学生相談室には専任カウンセラー1名、兼任1名の計2名がおり、週3日間対応して、平成18年度は163件の相談があった。もっとも多いのは、抑うつ傾向、医師になることへの悩み、対人関係のトラブル、親子間の問題などである。そのような場合、大半はカウンセリングによって改善するが、向精神薬の服用が必要となる例もみられる。

八王子キャンパスの学生相談室は平成17年に開設され、医学部所属のカウンセラー2名が、週2日間対応し、平成18年度は407件の相談を受け付けた（表45）。

## [点検・評価（長所と問題点）]

精神的なケアが必要な学生については、ゼミナールや担当教員から保健センターに連絡し、対応を図るが、本人の意思を尊重しなければならず、困難がある。またいわゆる「ひきこもり」の学生に対しては、効果的な対応方法が見つからず、苦慮している実情がある。

精神的な問題を扱うには、学生相談室単独では対応が困難で、教務部や学生部などとの連携が必要である。その際には、学生のプライバシーが守られるように慎重な対応を行うように注意している。

特に、医学部は特異な教育の形態、内容を持つため、メンタルヘルスについての配慮が他の学部にも増して必要である。医学部の学生相談室は、医学生が充実した学生生活を過ごす際に障害となる精神的な問題の解決を旨として設けられている。2名のカウンセラー（臨床心理学士）が担当し学生の求めに応じて随時相談を行っている。多くの学生はカウンセリングの効果がみられているが、精神障害と判断される場合は精神科受診を勧めている。

大学院学生に対しても学部学生同様、様々な問題に対して相談、対応する体制が整えられている。

## (就職指導)

## ○学生の進路選択に関わる指導の適切性（大学院生を含む）

## ○就職担当部署の活動上の有効性

## [現状説明]

平成12年度よりキャリアサポートセンターが発足し、八王子3学部と連携して第1年次からの学習と進路を結びつけたサポートプログラムを展開している。1、2年生向きの低学年ガイダンスでは、早い段階から仕事に対する意識や興味を高め、これからの学生生活を目標や意欲をもって過ごせるようさまざまなカリキュラムや資格取得を紹介し、企業が求める基礎学力や専門知識の蓄え方やキャリアプランを考えさせるための指導を行っている。3年生には、前期に就職情報サイトへの登録や夏休みの過ごし方を指導、後期にはミニ講座、就職実践セミナー、学内合同企業説明会を開催して、より具体的な就職活動対策を指導している。

また各学部ともゼミの教員や担当教員が個別に就職支援を行っている。

医学部の卒業生は全員が医師となるため、第6年次前期に希望する研修指定病院のマッチングに応募する。学生は研修指定病院に関する情報を、各病院のホームページ、募集のポスター

や冊子、先輩からの話、病院の合同説明会などで得ている。

大学院生に対しては、キャリアサポートセンター内に大学院生向けの求人情報を掲示している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

キャリアサポートセンター主催の資格講座の受講生が、平成18年度の（財）実務技能検定協会主催「ビジネス実務マナー技能検定2級」を受験し、92%（25名）が合格し、その実績に対して「文部科学大臣賞」が与えられた。またキャリアサポートセンターでは、パソコン技能検定Ⅱ種試験資格取得講座や公務員試験対策講座など資格取得を目指した講座を開講して学生に好評である。

就職率を上げるためには、教員や学生個人の努力だけでは限界があり、大学としての組織的な取り組みは評価できる。

平成18年度卒業生の就職内定率は、卒業時点で保健学部93.1%、総合政策学部91.3%、外国語学部93.1%で、3学部合計では92.4%と、前年度89.3%とに比較して3.1%ポイントの改善であった。就職内定率100%を目標に更なる努力が必要である。

医学部は平成18年度の新卒国家試験合格者85名中、38名、44.7%が杏林大学付属病院で初期臨床研修を行い、47名、55.3%が学外での研修、その他となっている。

#### (課外活動)

##### ○学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

##### [現状説明]

課外活動は学業とは別の人格形成の場である。各学部の学生部は学生の主体的活動を積極的に支援し、可能な限り便宜の供与に努めている。課外活動の中核をなすものは、公認団体のクラブ、同好会のサークルと学園祭である。

現在、八王子キャンパスには51のクラブ・サークルがある。クラブは体育系が28団体、文化系が10団体あり、クラブとしての便宜や助成を受けることができる。同好会は承認団体で、体育系10団体と文化系3団体がある（別表1-5）。クラブ・同好会には教員が顧問として指導に当たり、学生と大学の仲介をしている。クラブの運営費は学生会費から助成されている。特に課外活動に功績があった学生は、卒業時に顕彰する制度を設けて、カリキュラムを補完している。

別表1-5 八王子キャンパスのクラブ・同好会数（平成19年度）

	3学部合同	保健学部単独	計
クラブ			
体育系	20	8	28
文科系	8	3	10
同好会			
体育系	9	1	10
文科系	2	1	3
計	39	13	51

課外活動のための拠点となる八王子キャンパスの施設としては松田記念館がある。1階には屋内競技場があり、1・2階にはクラブ部室が32室ある。2・3階には観覧席が1,366席ある。地下1階には学生食堂、ミーティングルーム、書店、柔・剣道場（各132畳）、保健センター、ロッカー室、シャワー室、トイレがある。地下2階にはクラブ部室が15室設置されている。（ミーティングルームは「ラウンジ緑（第2食堂）」にもある。）

このほか、所定の手続きの上で、教室、運動場、テニスコート（5面）等の使用が認められる。

杏園祭は、八王子キャンパス全体の文化祭であり、3学部の学生からなる杏園祭実行委員会が主体となって毎年秋に2日間実施される。杏園祭の運営は、学生の主体的活動にゆだねられているが、学生委員会の教員が指導と相談にあたっている。

三鷹キャンパスにも、八王子と同規模の運動設備を有する松田記念館とテニスコート2面がある。

医学部の課外活動は、同様にクラブ・同好会と杏祭である。医学部には、課外活動を行う団体として自治組織があり学生委員長の下に、体育系23団体、文化系4団体、と同好会3団体の合計30のクラブ・サークルが活動している。体育会系クラブは年1回開催される東日本医学生総合体育大会に参加している。医学部でもクラブ顧問制度があり、教授、准教授が顧問としてクラブ活動の指導・支援を行っている。クラブ活動の活動費は学生会執行委員会が管理運営を行っている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

八王子キャンパスの学生は、通学に時間がかかる上、アルバイトに時間を割かれる学生が多く、課外活動の参加者の数は必ずしも多くない。しかし課外活動により人格形成が期待されることから、大学としては加入率を高めること、また各クラブの持続性を保持することに指導の重点を置いている。本学が賃貸借契約を締結している「相模湖クラブハウス」は大学から車、または電車で1時間余りの距離に位置し、クラブおよびサークル、学部のゼミナールや研究室単位で利用されているが、研修室や体育施設が少なく設備的に十分でない。

そのため、毎年、クラブ・同好会の代表者との話し合いを持ち、クラブ・同好会の運営について要望を取り入れ改善に努めている。杏園祭の開催は、自然と3学部間の融和が図られ評価できる。

医学部の課外活動は一部の体育系を除いて概して低調である。体育系クラブもグラウンドがある八王子キャンパスが遠方のため、思うように練習がとれないのが問題点である。

文化部関係では管弦楽団が毎年、定期的に院内コンサートを開催し、慰霊祭で鎮魂の演奏を行い患者さんや遺族に好評である。時代の変化で、学生が個人生活をより楽しむ傾向がでてきたこと、医学教育で学ぶべき知識量が膨大で、かつ医師国家試験が重圧となり、余暇の時間がとれないことが低調な原因になっていると考えられる。

#### [改善方策]：学生生活

##### 1.（学生への経済的支援）

学生には地方自治体や民間の奨学金、教育ローンなど、できるだけ多くの情報を提供していく。年齢が高い研究科学生の経済支援としては、リサーチ・アシスタント制度を活用する一方、社会人入学制度の導入を検討する。

## 2. (生活相談等)

定期健康診断の受診率は比較的良いが、100%受診を目指して、より一層の徹底を図る。一方、増加傾向がみられる精神的問題を抱える学生に対しては、カウンセリングが受けやすくなるよう学生、両親、担任に相談室の意義についての理解を深めてもらうよう努める。また担任と学生部が学生相談室と協調して、精神的問題を有する学生を早めにカウンセリングへ引き込むようにする。

## 3. (就職指導)

キャリアサポートセンターの就職ガイダンスや資格取得講座を通じて1～2年次の学生からキャリア支援・就職支援活動を行い、3～4年次では携帯電話などの情報手段を活用して個別相談、個別サポートに取り組む。

## 4. (課外活動)

課外活動を活性化するために、運動施設の整備、充実を図る一方、事故防止と健康管理に努める。「相模湖湖クラブハウス」は設備の点で未だ十分とはいえないので、改善の方向で検討する。

## (8) 管理運営

### [目標]

- ① 教授会での実質的な討議を目指す。
- ② 大学院の管理・運営を強化する。

### (教授会)

- 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性
- 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

### [現状説明]

学部の最高意思決定機関は、4学部それぞれの教授会である。教授会は学部長が議長となって毎月1回開かれ、入試時期など必要時には臨時教授会も開かれる。教授会は過半数の出席をもって成立し、教育、教員人事、学生、研究などに関する事項を審議する。各学部は、教務委員会をはじめとする各種委員会を設置し、審議事項を学部長に報告している。

大学評議会は学園長、学長、学部長、図書館長、各教授会構成員から選任された各2名で構成される大学の最高意思決定機関である。学則や諸規程改定の必要が生じたときに召集される(杏林大学学則第12条)。

### [点検・評価(長所と問題点)]

教授会は各学部の意志決定機関ではあるが、実質的な討議は、運営審議会や各種委員会レベルで行われることが多く、教授会は承認と報告の場となっている。各学部が抱える問題に関して、実質的な討議が行われることが望ましい。大学評議会は大学の最高意思決定機関ではあるが、実質的な討議は教授会と理事会との意見調整機関である運営審議会で行われている。

(学長、学部長の権限と選任手続)

- 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性
- 学長権限の内容とその行使の適切性
- 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
- 学部長権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

学長は、大学の最高責任者として、校務を掌理し、所属職員を統括し、大学の教育、研究及び学生に関する事項を処理する。これらの事項に関して杏林学園の運営に係る場合は、学長は学園の理事長と合議によって調整を図ることとなっている（杏林大学職務規定第2条）。また学長は、大学評議会を招集し、議長となって学則、諸規程の改定等を審議し決定している。

学長は専任教員の選挙によって選出され、理事長によって任命される。

学長候補者の選考は、杏林学園運営審議会の定める学長候補者推薦委員会が推薦する学長候補者適任者を、選挙管理委員会が管理する選挙によって行われる（杏林大学長選考規程）。学長候補者の条件は、人格高潔で学識がすぐれ、大学の管理運営と教学指導に関し識見と実行力を持ち、かつ建学の精神の理解と実現に熱意を有することである。学長候補者の選挙は、全学の専任教員による単記無記名投票によって行われる。学長候補者に当選した者は、運営審議会より学長に報告され、さらに学長から理事長に報告される。

学長の任期は4年で、再任による任期の延長は妨げない（杏林大学役職規程）。

学部長は、教授の兼務とし、学長の推薦に基づき、理事会の議を経て理事長によって任命され、任期は2年である。学部長は、当該学部の公務を掌理し、所属教職員を指揮監督して、教育及び研究の責に任ずる。

[点検・評価（長所と問題点）]

今まで学長選挙は複数候補で選挙が争われたことはなく、運営審議会が選出した学長候補者適任者の実質的な信任投票である。しかし学長には本学の発展に大きく寄与した人が選出されており、妥当な選択がなされていて、問題はない。

(意思決定)

- 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

[現状説明]

学園長は、理事会で選任され教学を総理する。

理事会は年6回、評議員会は年3回開催され法人組織としての運営を効率よく行っている。運営審議会は理事会と教授会との調整機関であり、毎月1回三鷹キャンパスで開催され、全学的な問題に関して審議し、4学部、3研究科、付属病院、看護専門学校、各センターの運営調整に役立っている。

[点検・評価（長所と問題点）]

本学では理事会の意向と教授会の意見を調整する場である運営審議会での意見調整と方針決定がなされている。従って運営審議会での実質的な討議が意思決定の上で重要である。平成19

年度より、運営審議会の審議事項の審議終了後に、学園全体の問題をテーマに取り上げ、話し合うこととなった。他学部教員と自由に意見交換ができる場として有益である。これまでに、各学部のFD、入試対策、理念・目的、教育方針などが話し合われた。

#### (評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)

##### ○評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

###### [現状説明]

運営面では理事会と各学部教授会との調整にあたる組織として運営審議会がある。学則や諸規定の制定や変更、教育、研究、学生に関する重要事項、教職員人事などが審議される（杏林学園運営審議会規程）。運営審議会の構成員は、理事長、理事3名以内、大学長、副学長、各学部長、各教務部長、各学生部長、付属病院長、看護専門学校長、各センター長、事務局長などである。

学則および諸規定の制定・改廃、大学の自己評価などに関する事項は、大学評議会において審議される（学則第12条の2）。大学評議会は学園長、学長、副学長、学部長、付属図書館長、各教務部長、各学生部長より構成されている。

###### [点検・評価（長所と問題点）]

本学の全学的審議機関は杏林学園運営審議会である。大学評議会は学則や諸規定の制定・改廃と大学の自己評価に関する事項を審議する必要時にのみ開催されている。現状で良く機能しているため、問題はない。

#### (教学組織と学校法人理事会との関係)

##### ○教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

###### [現状説明]

学校法人杏林学園は理事会を置き、法人の業務方針を決定している。理事会で選任された理事長は業務執行の最高責任者として、法令および杏林学園寄附行為に規定する職務を行い、法人内部の事務を総括する。また法人は職員、卒業生、学識経験者から成る評議員会を置いており、理事長は予算、借入金、その他重要事項について、あらかじめ評議員会意見を聞かなければならない（杏林学園寄附行為）。

教職員組織としては、学園長、学長、副学長、付属病院長、付属図書館長、付属図書分館長、医学部付属専門学校長、及び就職部長が置かれ、各学部には学部長、学科長、教務部長、学生部長が置かれている（学則第6条）。学部長、付属図書館長は学長の推薦に基づき、理事会の議を経て理事長によって任命され、任期は2年である。教務部長、学生部長は、学部長の推薦に基づき運営審議会の議を経て、学長が任命する。任期は同じく2年である。

###### [点検・評価（長所と問題点）]

運営審議会は教授会の意向を十分尊重しており、理事会と運営審議会の連携も密であることから教学組織と理事会は円滑な連携体制をとっている。現状は十分満足できる状況にあり、問題はない。

**(大学院の管理運営体制)**

- 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
- 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

**[現状説明]**

大学院および研究科の管理運営には大学院委員会及び研究科委員会があたる。大学院委員会は学長を委員長とし、各研究科委員長及び各研究科委員から選ばれた委員で構成される。各研究科委員会は、各研究科の教授（多くは学部教授の兼任）で組織され、研究科長（学部長が兼務、任期2年）を委員長とする。

研究科委員会の審議事項は、教育及び研究、教員人事、学位の授与、学生などに関する事項である。研究科運営委員会は、研究科長を委員長とし数名の研究科委員からなり、カリキュラムの編成、入試業務などの実務を行う。平成18年度より各研究科に教務担当者が任命され、カリキュラム改革など研究科の活性化を図ることとなった。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

研究科委員会は毎月1回、教授会に引き続いて開催されている。主な審議事項は、学位申請の受理と学位審査委員会による論文審査結果の報告と承認である。博士論文審査結果の承認は研究科委員の投票により行われる。通常学位審査委員会は2回以上開催され、内容の修正、訂正が加えられた上で審査結果が提出される。審査委員会で十分な吟味が行われているため、研究科委員会で実質的な討議が行われることはほとんどない。しかし投票の結果、一定の基準をクリアしない論文に対しては学位授与を見合わせたことがある。医学研究科では、平成19年度より、年2回大学院生に研究の途中経過を報告させる研究報告会を開催し、教員を交えての討論を行うようになり、研究内容のレベルアップが期待される。

**[改善方策]：管理運営****1. (教授会)**

多くの案件を決められた時間内で審議する教授会は単に承認と報告のみで終わってしまう傾向にあるが、運営審議会と同様に、教授会の審議事項終了後に学部で問題となっているテーマに関して討論する時間を設ける。

**2. (意思決定)**

運営審議会で審議終了後に行われるテーマを決めての討議は、異なる学部の教員が意見を交換する場として有益であり、今後も継続していく。

**3. (大学院の管理運営体制)**

平成18年度より各研究科に教務担当が任命されて、大学院の整備、改革が進められている。研究科教務委員会を中心に、シラバスの作成、研究報告会の開催、社会人の受け入れ、評価基準の見直し作業などを行う。

## (9) 財 務

### [目 標]

教育研究活動の充実・発展を図るためには、安定した財政基盤の確立が必要である。経営状態をリアルタイムに且つ正確に把握し、収支均衡を図る。

### (教育研究と財政)

#### ○教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

##### [現状説明]

近年の高等教育を取り巻く環境の激変に対応すべき大学改革を視野に入れた基盤強化を図るため、医系、理系、文系4学部の教育・研究の充実及び環境整備事業を重点事業として全学的に努力している。また、医学部付属病院は、卒前・卒後教育機関として、診療を通じ人間性豊かで質の高い医療従事者の養育を図るとともに、多摩地区唯一の大学病院、地域の中核病院としての役割を担うため高度先進医療を積極的に提供し、地域医療に貢献している。更に、阪神淡路大震災を教訓に、災害に強い病院として免震装置を備えた施設整備を平成11年より外来棟、第1病棟、中央病棟、外科病棟と建替え、新病棟建設を行ってきた。大学運営費は、基本財源である学納金、医療収入及び私学助成金、寄附金などの外部資金の財源から成っているが、しかし、教育・研究の充実、施設設備の整備・拡充には多額の資金を必要とするため、近年の財務状況は厳しい状況となっている。今後の事業計画に備える安定した財政基盤を確立するための財政計画を早急に取り組むことが課題である。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

人件費比率、教育研究経費比率は順調な水準と推移するが、帰属収入は医療収入に依存する状況にある。今後の財政基盤を安定させるためには学生確保により基本財源である学納金収入の安定確保は勿論であるが、外部資金（寄附金、補助金等）を積極的に獲得していく必要がある。また、人件費の抑制、経費の削減により、まず単年度の収支均衡を図ることが緊急課題といえる。

#### ○総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

##### [現状説明]

中・長期の教育研究計画は、平成16年12月に「杏林大学の中・長期計画」を討議する「中・長期改革委員会」を発足した。1年に亘って議論を重ね、平成17年12月に纏め「杏林大学中・長期改革に関する提言」として理事会に報告された。現在はこの提言内容を骨子として教育研究計画を進めているところである。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

平成18年度の事業計画は「杏林大学中・長期改革に関する提言」を骨子として教育研究計画を策定しているものである。三鷹・八王子キャンパスの教育・研究の充実及び環境整備を重点事

業とし、各部門の諸計画については、社会からの要請に応える魅力ある学部を目指し、大学改革を視野に入れた基盤強化を図る事業を優先したものである。

従前から、単年度事業計画の財政措置（予算策定）が中心となり、中・長期的な財政計画はあまり明確に策定されてはいなかった。

私学経営が益々厳しくなると言われている昨今、中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定していかなければ、大学の発展と今後の安定した財政基盤の確立は両立することはできない。

### （外部資金等）

#### ○文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

##### 〔現状説明〕

文部科学省科学研究費補助金の採択件数は、近年減少ないし横ばい状況である（別表1-6）。また、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費、補助金など）の獲得金額については、寄附金は伸びているが受託研究費、共同研究費、補助金などは減少気味である。資産運用益は低金利情勢が続いているが、出来るだけ有利で安全な運用を心がけている。

別表1-6 文部科学省科学研究費補助金の採択状況（継続を含む）

	平成16年	平成17年	平成18年
特定領域研究	3	2	4
基盤研究A	2	0	0
基盤研究B	6（保健1）	5	6
基盤研究C	37（総合1）	30（総合1、外語1）	25（保健1、外語1）
萌芽研究	2	2	1
若手研究B	17（保健3）	12（保健1）	15（保健3）
特別研究員奨励費	1	2	2
合計	68	53	53

（注：保健：保健学部、総合：総合政策学部、外語：外国語学部、標記のない分は医学部）

##### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

文部科学省科学研究費の継続を除いた新規採択率は（新規採択件数/申請件数）は全学で、平成16年度19.8%（25/126）、平成17年度15.1%（21/139）、平成18年度16.1%（24/149）と満足できる結果ではない。これまで申請していなかった教員に積極的に働きかけた結果、新規申請数は年々増加しているが、その分だけ採択数が伸びないため結果的に採択率の低迷となっている。

そこで平成19年度には、全学の「収支改善」対策の一環として外部資金獲得の必要性及び申請方法等の説明会を実施した。今後は教員の理解が得られたことで、申請、応募件数の増加が見込まれることが期待される。また、資産運用益は低金利情勢が続いている中で一定の運用益をあげている。

### (予算の配分と執行)

#### ○予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

##### [現状説明]

予算編成は、各部門の特質及び各学部の特徴を事業計画に反映させることと、法人としての総合的観点からの方針とを有機的に結合して、総合予算を編成している。予算編成部門は各学部、附属病院、看護専門学校などに分かれ、予算編成方針の基にそれぞれ事業計画と予算要求額（所要見込額）を法人本部の経理部に提出し、経理部は全体予算原案の作成を担当している。

予算編成部門においては、恒常的な運営経費と新たな事業計画に基づく予算要求内容を教授会、各委員会等における審議を経たものが提出される。

各予算編成部門において審議された予算要求は、経理部で集計されたものが、理事長の補佐機関である「予算検討会議」において審議される。審議は法人全体の総合予算から、各予算編成部門における教育・研究・診療活動を総合的に検討し、特に高額な要求なものなどはヒヤリングによって妥当性を判断する。

予算検討会議において審議された予算原案は、理事長に報告説明を経て決定され、評議員会、理事会に予算案として審議、承認を得て、予算として決定される。

予算の執行については、経理部より「予算通知書」によって配分された後、経理部で予算額を平成19年度より新たに導入した「財務会計システム」に入力し、執行内容は発生源入力により予算執行している。

このようなことから、予算配分、予算執行プロセスにおいて特に問題はなく、明確性、透明性は適切であるといえる。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

財務会計システムの導入により適正な予算執行と把握が可能となったが、細部の予算管理の面で行き届いていないため検証が必要である。状況によってはシステムのカスタマイズを含め検討を要する。

### (財務監査)

#### ○アカウントビリティを履行するシステムの導入状況

#### ○監査システムとその運用の適切性

##### [現状説明]

財務監査は、私立学校法第37条第3項に基づく監事による監査、公認会計士による監査が経理部立会いにより実施され、それぞれ書類はもとよりヒヤリングを含めて行われている。

##### 1) 監事監査

- ① 監事（2名）による監査業務は、期中の財産状況、経営状況、予算及び事業の執行状況と決算終了後は、決算報告書（財産目録、貸借対照表、収支計算書）及び事業報告書等の財務状況の監査を行っている。
- ② 監事は、定例理事会に出席することで、理事会の業務執行状況について監査するとともに、適宜質問を行う。

##### 2) 公認会計士監査

- ① 会計士（3名）による監査業務は、会計基準に基づき期中における予算執行状況、現金・

預金等の実査、決算期の書類及び備品、棚卸等の実査による監査を行っている。

- ② 年間の監査日数は、月2回の定例監査、決算監査、臨時監査の延べ日数は30回を超える。
- ③ 会計士は、定例理事会に出席することで、理事会の業務執行状況について監査するとともに、適宜質問を行う。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

監事と公認会計士との意見交換を行う等の連携を図るシステムは機能しているが、現状では内部監査機能がないため、文部科学省の通達による監査体制までは出来ていない。

#### (私立大学財政の財務比率)

##### ○消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

『大学基礎データ』に基づき、過去5年間の消費収支計算書関係比率（表46-2）及び貸借対照表関係比率（表47）について適切性を検証する。これらの分析にあたり、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政 平成19年度版」から、本学と同系列（医歯他複数学部）、同規模（在籍学生数）の他大学9校のデータを抽出し、本学を含めた10校の平均値と比較した。（大学及びデータの抽出には、日本私立学校振興・共済事業団の情報サービス課の協力を得た。）

#### 1) 消費収支計算書関係比率

##### 「現状説明」

##### ① 人件費比率（別表1-7）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	58.9%	58.3%	60.9%	61.0%	60.5%
10校平均	60.5%	61.3%	63.1%	62.5%	64.5%

人件費の帰属収入に対する割合を示す重要な比率であり、高くなると消費支出全体を大きく膨張させ、消費収支の悪化を招きやすい。本学の5ヵ年平均数値59.9%は10校平均値より2.5ポイント低い。特に平成18年度では4ポイント低い数値である。

##### ② 人件費依存率（別表1-8）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	80.7%	82.2%	82.3%	82.9%	82.7%
10校平均	90.3%	90.7%	91.6%	91.4%	94.1%

人件費の学納金に対する割合を示す関係比率で100%を超えないことが望ましいが、系列等により相異がある。本学の5ヵ年平均数値82.2%は10校平均値より9.4ポイント低い。特に平成18年度では11.4ポイント低い数値である。

③ 教育研究経費比率（別表 1-9）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	33.8%	36.2%	35.4%	34.6%	33.7%
10校平均	30.8%	31.6%	31.8%	32.2%	32.8%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、教育研究活動の向上という面からみれば、消費収支均衡を崩さない限りでは比率は高い方が望ましい。教育研究経費には、一般経費の他に固定資産に係る減価償却額も含まれる。本学の5ヵ年平均数値34.7%は10校平均値より2.9ポイント高い。平成18年度は10校平均値より0.9ポイント高い比率である。

④ 管理経費比率（別表 1-10）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	5.0%	5.3%	6.3%	6.6%	6.3%
10校平均	4.5%	4.4%	4.6%	4.7%	4.9%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、学校の運営・維持に必要な経費であるが、低い方が望ましい。本学の5ヵ年平均数値5.9%は10校平均値より1.3ポイント高い比率である。これは管理業務のアウトソーシング化が原因である。

⑤ 借入金等利息比率（別表 1-11）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10校平均	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、資金調達を借入金に依存していなければ発生しないため、低い方が良い。本学は5ヵ年借入金に依存していない。

⑥ 消費支出比率（別表 1-12）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	98.3%	101.1%	103.3%	102.6%	100.8%
10校平均	96.7%	98.1%	100.1%	99.9%	102.7%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、安定した財務体質を保つためにも80%以下が望ましい比率である。本学及び10校平均値も年々上昇する傾向にあるが、本学は平成18年度に支出削減に取り組んだことで、前年度比1.8ポイント減少した。平成18年度では10校平均値より1.9ポイント低い比率である。

⑦ 消費収支比率（別表 1-13）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	103.5%	105.8%	107.8%	103.1%	102.9%
10校平均	102.7%	109.7%	115.5%	113.4%	114.5%

消費収入に対する割合を示す比率であり、安定した財務体質を保つためにも100%以下が望ましい。本学の5ヵ年平均数値104.6%は10校平均値より6.6ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より11.6ポイント低い比率である。しかし、まだ100%を超える数値であり、引き続き帰属収入の増加、支出削減の取り組むことが必須である。

⑧ 学生生徒等納付金比率（別表1-14）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	73.0%	70.9%	74.0%	73.5%	73.2%
10校平均	67.0%	67.5%	68.9%	66.4%	68.5%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、学校経営は主として学納金によって賄われるのが原則であることから、安定的に推移することが望ましい。本学の5ヵ年平均数値72.9%は10校平均値より5.2ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より4.7ポイント高い比率である。しかし、帰属収入の多様化を図ることも必要であり、学納金に対して高比率での依存は避けなければならない。

⑨ 寄付金比率（別表1-15）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	2.5%	3.4%	2.8%	4.0%	3.3%
10校平均	6.9%	5.5%	5.5%	5.6%	5.6%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、学納金のような中心的収入を賄うものとしては、重要な収入源である。本学の5ヵ年平均数値3.2%は10校平均値より2.6ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より2.3ポイント低い比率である。任意性の強いものではあるが、獲得に努力することが必要である。

⑩ 補助金比率（別表1-16）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	19.3%	16.4%	16.4%	15.6%	16.6%
10校平均	19.5%	19.4%	16.0%	18.6%	17.4%

帰属収入に対する割合を示す比率であり、寄付金と同じく学納金のような中心的収入を賄うものとしては、重要な収入源である。本学の5ヵ年平均数値16.9%は10校平均値より1.3ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より0.8ポイント低い比率である。財務安定の面から依存度は低い方が良いが、獲得に努力することが必要である。

⑪ 基本金組入率（別表1-17）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	△5.0%	△4.4%	△3.7%	△0.4%	△2.0%
10校平均	△5.9%	△10.6%	△13.4%	△11.9%	△10.3%

帰属収入からどれだけ基本金に組入れたかを示す比率である。本学の5ヵ年平均数値△3.1%は10校平均値より△7.3ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より△8.3ポイント低い比率である。近年低い比率の原因は、大学における施設拡充の計画があまり無かったことと設備拡充と更新による資産取得がほとんどであったことである。また、学校法人全体の経営安定の面で、財務内容を悪化させないように配慮する必要性からでもある。

⑫ 減価償却費比率（別表1-18）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	17.5%	19.8%	17.8%	16.0%	15.7%
10校平均	11.1%	11.3%	10.8%	10.3%	10.1%

消費支出に対する割合を示す比率である。本学の5ヵ年平均数値17.4%は10校平均値より6.7ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より5.6ポイント高い比率である。他の比率とのバランスもあるが、近年一定の教育・研究設備の水準を保つため、特に医系の高額機器の取得が比率を上げている要因でもある。

[点検・評価（長所と問題点）]

帰属収入については、学納金は平成16年度より医学部、その他の学部は平成17年度に一部値上げを実施したが、入学者数の減少により増加分ほど増加とならず相殺する形となった。今後の課題としては、学納金以外の収入源をより充実させていく必要がある。5ヵ年平均のデータでは、寄付金は10校平均値より2ポイント以上低く、補助金は1.3ポイント低い。特に外部資金の獲得は大きな課題である。

消費支出については、人件費の増加は消費支出全体を膨張させ、更に消費収支悪化を招くだけに、5ヵ年平均のデータでは悪い状況ではないが、今後も抑制に努める必要がある。教育研究経費は5ヵ年平均のデータでは10校平均値よりやはり悪い状況ではないが、教育環境面では減価償却費が高い数値を表していることから、整備等の必要性があるか検証が必要である。

消費支出比率及び消費収支比率については、5ヵ年連続100%を超えており早期に改善することが急務で、且つ財務安定を図ることが課題である。

2) 貸借対照表関係比率（表47）

「現状説明」

① 固定資産構成比率（別表1-19）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	79.8%	79.7%	75.1%	79.9%	81.1%
10校平均	81.2%	79.2%	79.5%	81.2%	81.5%

総資産に対する割合を示す比率である。本学の5ヵ年平均数値79.1%は10校平均値より1.4ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より0.4ポイント低い比率である。流動資産とのバランスが重要であるが、平均的な数値である。

## ② 流動資産構成比率（別表 1-20）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	20.2%	20.3%	24.9%	20.1%	18.9%
10校平均	18.8%	20.8%	20.5%	18.8%	18.5%

総資産に対する割合を示す比率である。本学の5ヵ年平均数値20.9%は10校平均値より1.4ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より0.4ポイント高い比率である。固定資産とのバランスが重要であるが、平均的な数値である。

## ③ 固定負債構成比率（別表 1-21）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	22.0%	24.3%	29.2%	29.4%	25.4%
10校平均	19.1%	18.1%	18.2%	16.8%	15.6%

総資金に対する割合を示す比率であり、負債構成のバランスと比重を評価する指標である。本学の5ヵ年平均数値26.1%は10校平均値より17.6ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より9.8ポイント高い比率である。この比率が高いのは、流動負債比率、自己資金構成比率とのバランスも見る必要があるが、本学は施設設備投資の必要性から、その資金として財務安定面を考慮し、長期借入金で賄ったことが原因である。

## ④ 流動負債構成比率（別表 1-22）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	5.3%	5.5%	6.5%	6.3%	9.7%
10校平均	10.8%	11.8%	11.5%	10.3%	10.0%

総資金に対する割合を示す比率であり、固定負債同様に負債構成のバランスと比重を評価する指標である。本学の5ヵ年平均数値6.7%は10校平均値より4.2ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より0.3ポイント低い比率である。財務安定面から、この比率は低い方が良いといえる。

## ⑤ 自己資金構成比率（別表 1-23）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	72.7%	70.2%	64.2%	64.2%	64.9%
10校平均	77.9%	78.6%	79.1%	79.4%	80.6%

総資金に対する割合を示す比率であり、資金の調達源泉を分析する上で、重要な指標である。本学の5ヵ年平均数値67.2%は10校平均値より11.9ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より15.7ポイント低い比率である。本学は平成11年より付属病院の施設設備の整備・拡充資金を自己資金と借入金により賄ったことから、比率が低くなった要因である。また、消費収支差額のマイナスも同様である。収支改善の成果は平成18年度から表われており、施設設備計画も平成19年度で終了したことで、今後は改善される見通しである。

⑥ 消費収支差額構成比率（別表1-24）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	△39.0%	△40.6%	△42.4%	△50.3%	△54.9%
10校平均	△16.1%	△17.1%	△18.5%	△19.8%	△20.3%

総資金に対する割合を示す比率である。本学の5ヵ年平均数値45.4%は10校平均値より27.0ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より34.6ポイント低い比率である。自己資金構成比率同様に、収支改善の成果は平成18年度から表われており、施設設備計画も平成19年度で終了したことで、今後は改善される見通しである。

⑦ 固定比率（別表1-25）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	109.8%	113.5%	117.0%	124.4%	125.1%
10校平均	108.6%	104.9%	105.3%	104.8%	104.4%

自己資金に対する固定資産の割合を示す比率であり、100%以下が望ましい。本学の5ヵ年平均数値118.0%は10校平均値より12.4ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より20.7ポイント高い比率である。本学は100%を超える数値が続いている上、年々上昇傾向にあるが、附属病院における大規模な施設設備投資が行われた結果によるもので、施設設備計画も平成19年度で終了したことから、収支改善とともに今後は改善される見通しである。

⑧ 固定長期適合率（別表1-26）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	84.3%	84.4%	80.4%	85.3%	89.8%
10校平均	86.5%	84.6%	84.9%	86.2%	87.0%

自己資金と固定負債を合計した長期資金に対する固定資産の割合を示す比率であり、長期資金による長期的支払能力の良否を判断するために使用する分析である。100%以下で低い方が望ましい。本学の5ヵ年平均数値84.8%は10校平均値より1.0ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より2.8ポイント高い比率である。本学の固定比率は100%を超えているが、固定長期適合率は100%以下であり、長期支払能力は安定的であるといえる。

⑨ 流動比率（別表1-27）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	381.2%	368.2%	379.9%	317.9%	194.7%
10校平均	305.7%	324.7%	324.9%	326.1%	293.7%

流動負債に対する流動資産の割合を示す比率であり、短期的支払能力を判断するものである。一般的には200%以上であれば好ましい状態である。本学の5ヵ年平均数値328.4%は10校平均値より13.4ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より99.0ポイント低い比率である。本学の平成18年度数値が低かったのは、平成19年度に借入金返済期限到来の30

億を短期借入金に振替えた影響によるものである。

⑩ 総負債比率（別表1-28）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	27.3%	29.8%	35.8%	35.8%	35.1%
10校平均	25.2%	24.5%	24.5%	22.6%	21.9%

総資産に対する割合を示す比率であり、どの程度が負債により調達されたかの指標である。この比率は50%を境として判断することになるものである。本学の5ヵ年平均数値32.8%は10校平均値より9.1ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より13.2ポイント高い比率である。本学は付属病院における大規模な施設設備計画も平成19年度で終了したことから、収支改善とともに総負債額も今後は減少する見通しである。

⑪ 負債比率（別表1-29）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	37.6%	42.4%	55.7%	55.6%	54.1%
10校平均	33.7%	32.5%	32.5%	29.2%	28.1%

自己資金に対する割合を示す比率であり、100%以下で低い方が望ましい。本学の5ヵ年平均数値49.1%は10校平均値より17.9ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より26.0ポイント高い比率である。本学は総負債比率同様に、今後は減少する見通しである。

⑫ 前受金保有率（別表1-30）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	799.2%	978.0%	1414.0%	989.3%	787.6%
10校平均	613.3%	752.7%	761.8%	670.3%	670.6%

前受金の現金預金での保有状況の割合を示す比率であり、通常250%前後で年々上昇傾向にある。本学の5ヵ年平均数値993.6%は10校平均値より299.9ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より117.0ポイント高い比率である。

⑬ 退職給与引当金預金率（別表1-31）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本学	53.8%	51.9%	50.9%	59.1%	58.4%
10校平均	32.5%	32.1%	32.1%	32.8%	33.4%

退職給与引当金に対する割合を示す比率であり、どの程度を特定資産（預金）として確保しているかを表すものである。本学の5ヵ年平均数値54.8%は10校平均値より22.2ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より25.0ポイント高い比率である。本学は「退職金財団」に未加入のため、少なくとも退職給与引当金、年度末要支給額の50%を特定資産（預金）として確保することを心がけている。

⑭ 基本金比率（別表1-32）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	90.7%	88.9%	88.2%	87.6%	87.3%
10校平均	93.4%	94.1%	93.3%	94.0%	94.3%

基本金要組入額に対する割合を示す比率であり、100%に近づく方が望ましい。本学の5カ年平均数値88.5%は10校平均値より5.3ポイント低い比率である。平成18年度は10校平均値より7.0ポイント低い比率である。本学は付属病院における大規模な施設設備計画も平成19年度で終了したことから、収支改善とともに借入金返済により、今後は基本金組入率も上昇する見通しである。

⑮ 減価償却比率（別表1-33）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
本 学	47.2%	50.0%	49.8%	51.1%	54.5%
10校平均	44.8%	47.0%	47.9%	48.9%	50.8%

減価償却資産取得価額に対する割合を示す比率である。数値が高い場合は減価償却が進んでいることになる。本学の5カ年平均数値50.5%は10校平均値より2.6ポイント高い比率である。平成18年度は10校平均値より3.7ポイント高い比率である。本学は平均値で50%を超え、平成18年度は54.5%に達している。財務安全性という点では高いことは良いことであるので、一概に高いことが悪いとはいえないが、教育研究活動に十分な充実した施設設備を保有しているかの検証が必要である。

[点検・評価（長所と問題点）]

阪神淡路大震災を教訓に、大学病院の使命として災害に強い免震装置を備えた施設整備を行ってきたが、その整備・拡充資金を自己資金と借入金により賄ったことから、5カ年の総負債比率を上昇させ、自己資金を減少させる結果となった。平成19年度に施設整備が終了したことから、借入金を減少させることで財政安定を早急に実現することが急務であり課題である。

[改善方策]：財務

1.（教育研究と財政）

現状の厳しい経営状況下において、今後の教育・研究の充実及び環境整備事業計画を遂行するため、全学を挙げて「経営改善」・「収支改善」をスローガンに収入増加、支出削減に精力的に取り組んでいる。教職員の収支改善の取り組みは以下の通りである。

1) 収入増加への取り組み

① 学納金

(ア) 現在の水準が最適か検討する。

(イ) 学納金の減収となっている在学生の退学、除籍者数を減少させる。

② 外部資金の獲得

(ア) 経常費補助金の受給額の増加を目指す。

(イ) 寄付金の獲得増加を目指す。

③ 資産の有効活用

(ア) 施設・設備を活用して収入増加を図る。

2) 支出削減への取り組み

① 人員の削減及び業務委託費の削減

② 電話代・光熱水費の削減

③ 備品購入・消耗品費等の削減

(ア) コピー、印刷経費の削減を図る。

(イ) 遊休資産の有効活用度を上げ、購入を控える。

④ 講座研究費・個人研究費の仕組の見直し

⑤ 借り上げ寮経費の削減

⑥ 食堂（外部委託）運営経費の学園補助費の見直し

⑦ 教職員通勤交通費の支給方法の見直し

病院の収支改善には、病院経営検討会議を設置し、「経営改善プロジェクト20」を策定し、以下の取り組みを行っている。

1) 外来患者、入院患者の増加、2) 各診療科の経営収支向上、3) 各診療科の特色の明確化、4) 地域連携の促進、5) DPCの周知徹底、6) クリニカルパスの導入・積極的利用、7) 手術件数の増加、8) 透析センターの活性化、9) 内視鏡室の強化、10) 外来部門の強化、11) 健診部門の強化、12) 病棟連絡会議の開催、13) 地域連携システムの確立、14) 補助金増額確保、15) 薬剤購入費の削減、16) 材料購入費の削減、17) 外注品購入の見直し（請求伝票）、18) 業務委託費の削減、19) 光熱・水道経費の削減、20) 収支改善評価システムの導入

また中・長期的な財政計画は、単年度経営改善と並行して構築していかなければならない。その手段として平成19年度に、予算執行の把握、管理ができ、発生源入力を主体とした『新財務会計システム』を導入した。今後、適正な予算編成と予算執行管理を行うことが、単年度経営改善及び中・長期的な財政計画を策定する上で重要となる。

**2. (外部資金等)**

外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費、補助金など）獲得を目指し、事務部門が中心となって教員に積極的な獲得を求めていく。また、資産運用益は金融情勢を踏まえながらになるが、今後も現状以上の獲得を目指す。

**3. (予算の配分と執行)**

収支均衡が図れていない現状では、効果的な重点配分による予算編成が必要であり、且つ、費用対効果を含めた予算の適正執行に向けた取り組みが必要である。また、財務会計システムの総合的な検証も必要である。

**4. (財務監査)**

現状では、内部監査のシステムが機能していないため、内部監査機能の整備を早急に検討することが必要である。

**5. (私立大学財政の財務比率)**

1) 消費収支計算書関係比率

現状の厳しい経営状況下において、今後の教育・研究の充実及び環境整備事業計画を遂行するため、平成18年度に全学を挙げて「経営改善」・「収支改善」をスローガンに収入増加、支

出削減に精力的に取り組んだ。その成果は数値として表われているが、収支の均衡がまだ計られていない状況下では不十分であることから、平成19年度以降も継続して取り組む。

## 2) 貸借対照表関係比率

消費収支では、平成18年度、19年度と全学を挙げて「経営改善」・「収支改善」をスローガンに収入増加、支出削減に精力的に取り組んでいること、また平成19年度に施設整備が終了したことから、今後は自己資金の増加が見込めることで借入金も減少する見通しである。事業計画については、中期的な事業計画及び資金計画を策定する。これらから、早期に安定した財政基盤の確立が実現するよう検証していく。

## (10) 事務組織

### [目標]

学園の事務組織を1本化し、大学改革推進のための事務局機能の強化と企画力向上を図る。

### (事務組織と教学組織との関係)

#### ○事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

##### [現状説明]

基本的な連携機能として、学部長会議と学園運営審議会が設けられており、それぞれの会議は教学側の役職教員と事務系の幹部職員で構成され運営されている。このうち学部長会議は、議長である学長の下に各学部長と学園事務局長始め本部、大学の部長が参加して毎月1度、教学の重要事項を中心に議論を行いながら決定を諮っている。

運営審議会は、教学、事務系共更に参加者を拡大して同様に毎月1度開催している。運営審議会では、毎月当面している課題や大学改革への方策などをテーマとして議論し、全学的な意識の変革を共有している。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

これら会議の議題設定にも多くの場合、事務局からの提案が受け入れられて進められるため、事務組織と教学組織との連携協力が適正に図られている。問題点として挙げられることは、この討議結果を実行に向け教学組織に持ち込んだ際、学部によっては改革に対する反対意見などによって大学全体としての統一が図られない面が見受けられる。学長以下、各学部、研究科等責任者の強いリーダーシップが必要であり、事務組織にはそれをサポートする体制が求められる。

#### ○大学運営における事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

##### [現状説明]

学園全体の業務運営に当たる事務組織（別表1-2）としては、学園事務局（以下事務局）が置かれ、本部、大学事務部、病院事務部を統括している。大学の業務運営に当たる事務組織

としては、大学事務部（杏林学園組織及び処務規程第10条）が置かれ、医学部事務部、八王子事務部、図書館事務部からなっている。

大学事務部の組織としては、三鷹キャンパスに医学部事務部（事務課、看護専門学校事務課）と図書館事務室が、八王子キャンパスに、八王子事務部（庶務課、教務課、学生課、地域交流課、入学センター事務室、キャリアサポートセンター事務室）が置かれている。大学事務部の業務の分掌としては、各学部及び各研究科との連絡調整、補助金や助成金に関すること、学生の奨学金に関すること、学部、学科等の設置に関すること、学則の改正に関することなど教学全般に関する業務となっている。

これらの事務組織がそれぞれの業務独自の専門性を生かしながら教学組織の活動への連携協力を行っている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

教学組織が学部・研究科単位に活動していることに対して、事務組織は医学部を除き学部横断的に組織されているため、学部・研究科との綿密な連携が取りにくいことがある。これを補う対応として、特に教授会との連携が必要となる教務課の中に各学部・研究科それぞれに担当係を置いているが、この対処は一定成果を上げている。ただし、業務の集約に繋がり、教務部門の学部担当に業務が集中する弊害もあり、部内の協力体制を整備する必要がある。

#### （事務組織の役割）

##### ○教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

#### [現状説明]

教学最高責任者である学長がリーダーシップを発揮し、統制を図っていくためには、補佐機能を担う事務組織の体制が求められるが、平成19年4月の杏林学園組織改正前は、大学全体の事務を統制する組織が存在せず、学園本部の総務課が法人業務を兼ねて大学業務を行っていた。このため、キャンパス単位、学部単体の企画・立案が専行し、大学全体の企画・立案を事務局から提案することが少なかった。この機能低下の解消をも図るため組織改正後は、大学事務部が組織されたことになり、大学事務部は、発足一年目にあっても教育支援のための研修会実行、教員出講日数拡大などの重要事案を学長に提案し、それらが実現するなど教学改革への貢献体制が整備される段階にある。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

大学事務部が発足して、「教育力強化」に着目し、先進大学の教育支援センター訪問を教員に働きかけ実施すると共に、同センターから講師を招き教員対象の研修会を開催したことなどは、教学への補佐機能を適切に果たしたと言える。今後は教学全体の意識改革へ結び付くように事務部門が貢献する必要がある。

##### ○大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

#### [現状説明]

学生数の多い国際協力研究科以外の医学研究科及び保健学研究科の事務体制は、基礎となる

学部の教務部門を中心とした事務部門が業務兼務を行っている現状であるが、機能面からも大きな支障は生じてこなかった。一方で、大学院各研究科共人材養成目的に即した教育への転換とFD実施体制整備などの充実が求められており、支援の事務体制強化の必要性が出てきている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

時代に即した新専攻設置のための企画・立案並びに申請事務などは事務局の積極的な支援を基に実施が進捗している。また、運営に関する定期的な会議等を通して、教員と事務部門が連携し充実・発展の推進を図っているが、これらは、研究科単位のため大学院全体の進展に寄与されていない。形骸化している大学院委員会を活性化して、大学院教育の充実に向けた体制構築を推進する必要がある。

**○大学及び大学院の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性**

**[現状説明]**

予算編成は、学園本部の経理部が大学各学部及び大学院各研究科を含む全学から、予算申請の取り纏めを行い編成作業が開始される。経理部が取り纏めた予算申請一覧を基に本部、大学、病院ごとに設けられている予算検討会議が各部門からヒアリングを行い、予算の大枠をまとめて、理事長に提出し承認を得て予算案が出来上がる。この作業行程における事務組織の役割は、ヒアリングを行う側であると同時に、受ける側も大学及び大学院に関わる事務部門となっている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

従前、予算編成に際しての折衝等ヒアリングを実施する習慣がなく、何れの部門も予算への認識が薄かったが、この制度導入により原則予算主義の意識が高まり、計画性を持って事業を進める大きな意識変革につながった。この変革に果たした事務部門の役割は多大であった。しかし、未だ不慣れなこともあって予算計上漏れ等の不都合も生じているなど課題も残っている。

**○学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性**

**[現状説明]**

学内意思決定の手段としては、会議体の協議によるもの、稟議形式によるもの等が存在するが、原案策定は事務部門が主導的に関与しており、この適否により決定している場合が多い。伝達システムに関しても、多くの場合、責任者が参加している会議体を介して部門単位の会議に責任者から伝達することになり、これと共に学内者専用のネット又は学内配布物を通して伝達するシステムが確立されている。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

重要事項については、意思決定・伝達システムがほぼ確立されており適切に機能しているが、各部門における責任者を通しての口頭による報告では、報告者の表現方法の相違などにより全体との統一性に欠けることがある。

○国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

[現状説明]

国際交流、入試、就職については、それぞれセンター組織を設置している。各センター長には教員を配しているが、実務運用は、各センター内に事務組織を置き事務職員の配置により機能を果たしている。

[点検・評価（長所と問題点）]

各センター長に教員を配していることは、教員サイドへの決定事項伝達、協力要請等の意思疎通面で大きく貢献している。また、各センター資料作成等の事務作業は、事務部門の役割としてセンター機能の効果的運営に貢献している。

一方、とりわけ国際交流センターに関しては、受け入れ留学生の生活指導までセンター職員が担当しており、学生課が担当する日本人学生生活指導との二重構造による業務整理が必要となっている。

○大学及び大学院の運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況

[現状説明]

教学に関わる企画、立案、補佐機能は、大学事務部の業務である。事務職員は学部長会議、大学評議会、大学院委員会のもとより、各学部教授会及び研究科委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会、その他各種委員会に出席して、事務職の立場から意見を述べ、あるいは、規程解釈や過去の事例などに関して求められれば説明を加えるなど会議の進行を補佐している。

また、大学の資金計画、借入金に関すること、債権・債務に関すること、予算編成、決算など大学の経理、会計に関する事項は経理部が業務を分掌している。

その他、学内の意思決定機関である理事会、大学評議会、研究科委員会、教授会、診療科長会議などの審議事項や決定事項は、関係する事務部門が議案原案及び資料作成、議事録作成、学内伝達などの機能を担っている。

[点検・評価（長所と問題点）]

組織再編に伴い事務局が一本化されたことで、頻繁に事務局内において学園本部、大学事務部の会議が持たれることとなり、経営面の視点、教育面からの視点の議論が絶えず行われることとなった。これは、両者の均衡を保ちつつ経営の健全化を図る有効な手段と考えられる。

(事務組織の機能強化のための取り組み)

○事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

事務職員は、交代で学外の研修会に参加して他大学の情報を収集し、学内関係者に情報を提供している。平成18年度の事務職員の学外研修会参加回数は、大学本部47回、医学部事務部18回、八王子事務部46回、病院事務部11回と決して少なくない。それ以外に学内で新入職員（入職3年目まで）研修年2回、部長職クラス研修年2回、フォローアップ研修が実施され、事務組織の機能強化に取り組んでいる。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

学内・学外の研修会参加によって、事務職員としての自覚が確立されるようになっている点は評価できる。また他大学の事務職員との交流を通じて他大学の情報収集が容易になり、研修会参加は有用である。

**[改善方策]：事務組織**

**1.（事務組織と教学組織との関係）**

- 1) 現状の学部長会議、運営審議会を一層活発化して議論を尽くし、その中から更に強力な事務組織と教学組織の連携協力関係を築き、大学の置かれた状況の確認と再認識を深めながら、学生の視点を基本としたゆるぎない教学の姿勢を繰り返し全学に浸透させてゆく必要がある。そのためには、学長、学部長、研究科長、センター長等がリーダーシップを発揮できるように、事務部門から根拠に基づく説得資料を提供していく。
- 2) 教務部門の学部担当者に特定の業務が集中することを防ぐために、業務の分散を図る必要がある。そのための措置としては、学部の会議には当該学部担当以外の職員も参加し、お互いの業務内容を理解し、協力、補完できるようにする。

**2.（事務組織の役割）**

- 1) 教学に関わる企画・立案・補佐機能を一層強化し、大学全体に対する改革支援を図っていくために、職員の体質改善を行う。そのためには平成19年度から導入した目標管理制度を定着発展させるなどして企画立案能力をより一層高めるとともに、造詣の深い専門分野を極めた教員との連携を強めて、PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクルによる業務管理を図る。
- 2) 大学院全体の大学院委員会が形骸化していることが示すとおり、大学院教育に対する全学的な意識の低さを改善しなくてはならない。大学院教育の充実に向けた意識転換と体制構築を推進するためには、大学事務部から大学院に関する情報収集を絶え間なく伝達して行き、同時に企画・立案を図っていくことが求められており、この達成のためのSD（staff development）と事務体制強化を行う。
- 3) 平成19年度に3.9億円の赤字予算を編成せざるを得なかったことが、事務組織隅々まで収支改善への一丸となった取り組みを図ろうとする大きな意識づけとなった。この影響で大学各学部及び大学院各研究科の教員にも予算編成の動機付けをもたらした。この意識改革を持って、繰り返し予算編成作業を経験することにより、教学部門、事務部門それぞれが充実した予算折衝を築くことになる。この予算編成体制は、経理部を中心とした事務部門の役割が大きいですが、更に改善していくためには、事務職員が大学の解決すべき課題や進むべき方向性を認識する能力と判断力を高める必要があり、そのためのSDを充実させ、学外の研修会にも積極的に参加するようにする。
- 4) 従来から重要事項の各人への伝達には、「学園だより」を適時発行し、周知を図ってきているが、今後、各人宛のメールを活用してタイムリーに伝達していく機能を事務部門の役割に加える。
- 5) 各センターの機能充実を図る一方で、国際交流センターの事務機能を組織面から見直すこととし、国際交流課を廃止して一部の機能を除き留学生の生活指導などを中心に大部分

の業務を学生課に包含し、国際交流担当部門として移管することにした。この改善により、奨学金、学生へのアパート紹介、事件・事故対応、相談事項対応等、学生の生活指導全般に関して、留学生、日本人学生を問うことなく学生課での一括対応により取り扱うことになり、効率化が進んだ。組織再編後の新体制に即したマンパワーの配置が重要な改善点となるが、この発掘に学内のリソースを活用する方策を再検討している。この他、事務局主要メンバーが定例的にミーティングを行って、当面する課題とその解決に向けてより効果的・効率的に取り組む。

## (11) 自己点検・評価

### [目標]

大学の理念、目的を達成するために、常に自ら教育研究活動等の状況を点検、評価する一方、定期的に認証評価を受審し、教育研究水準の向上を図る。

### (自己点検・評価)

- 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（大学院を含む）

### [現状説明]

杏林大学学則（第1条の2）は、教育研究水準の向上を図り、大学の使命、目的を達成するために、本学における教育研究活動等の状況を自ら点検、評価することを定めている。自己評価は大学評議会の審議事項となっている（杏林大学学則第12条の2）。

大学評議会は、自己点検・評価の実施計画、実施要領等の基本方針を定め、評価の実施は、各学部、各研究科、病院におかれた自己評価委員会がその任に当たる。各学部の自己評価委員会は、学部長、教務部長、学生部長、および数名の教員から構成されている。評価項目は、杏林大学自己点検・評価規程（平成11年11月制定）によって定められた12項目（別表1-34）にわたる。評価委員会がまとめた結果は、大学評議会に報告され、大学評議会の依頼に基づき自己点検・自己評価編集委員会が「杏林大学の現況」を作成している。「杏林大学の現況」は平成5年度より毎年発行されている。

### 別表1-34 杏林大学の自己点検・評価項目

- ①教育理念及び教育目標に関すること
- ②教育研究上の組織に関すること
- ③学生の受け入れに関すること
- ④教育課程に関すること
- ⑤研究活動に関すること
- ⑥教員組織に関すること
- ⑦施設・設備に関すること
- ⑧図書等の資料及び図書館に関すること
- ⑨学生生活への配慮に関すること
- ⑩経理運営に関すること

- |                                  |
|----------------------------------|
| ⑪自己点検・評価の組織体制に関すること<br>⑫その他必要な事項 |
|----------------------------------|

**[点検・評価（長所と問題点）]**

各学部にある自己評価委員会は毎月定期的あるいは年数回、開かれ、問題点の指摘と改善に当たっている。毎年発行される「杏林大学の現況」はデータブックとなっているため、普段あまり活用されているとはいえないが、後に過去数年間を振り返ってみるときに貴重な資料となっている。ただ学部や大学院によって評価項目にバラツキがみられ、やや統一に欠ける点がある。

**(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)**

- 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性（大学院を含む）

**[現状説明]**

自己点検・評価の結果は運営審議会、大学評議会に報告され、大学評議会の議長である学長が該当する部署に改善を求める。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

自己点検・評価の結果を、改善・改革に直結させる特別なシステムはなく、既存の組織系統が活用されている。運営審議会で改善・改革に向けた方策に関する実質的な討議がなされている。自己点検・評価結果より外部機関による評価結果の方が重く受けとめられる傾向がある。

**(自己点検・評価に対する学外者による検証)**

- 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性（大学院を含む）

**[現状説明]**

平成6年に大学基準協会の維持会員加盟判定審査を、平成13年に同協会の相互評価を受け、勧告および問題点に関する助言等の指導を受けた。

**[点検・評価（長所と問題点）]**

平成20年度には大学基準協会の大学認証評価を受審し、ほぼ7年毎に外部者による評価を受けている点は評価できる。

**(大学に対する指導事項および勧告などに対する対応)**

- 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

**[現状説明]**

大学基準協会の加盟判定審査ならびに相互評価の指導内容を真摯に受け止め、指定期間内に改善を図り、対応策をそれぞれの機関に報告してきた。平成6年の加入登録時における勧告事

項に対しては、平成9年8月に改善報告書を提出している。平成14年3月付けの大学基準協会の相互評価結果に対しても平成17年7月に改善報告書を提出した。

[点検・評価（長所と問題点）]

平成13年度の大学基準協会の相互評価では問題点の指摘に関する勧告2項目、助言9項目の改善を求められ、平成17年までに改善を行い、改善報告書を提出した（別表1-35）。これに対し平成18年、大学基準協会の「改善報告書検討結果（杏林）大学」では、本大学がこれらの勧告・助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んだことが評価（別表1-36）されている。

別表1-35 杏林大学に関する相互評価結果（平成13年度）と改善報告書における改善状況の要旨（平成17年7月）

<p>大学に対する提言</p> <p>1) 勧告</p> <p>① 外国語学部外国語学科では収容定員に対する在籍学生数の比率が高いので改善を要する。</p> <p>「改善状況」</p> <p>相互評価を受けた平成13年度外国語学科の収容定員に対する在籍学生数の超過率は1.41倍であった。その後、超過率は平成14年度1.31倍、平成15年度1.27倍、平成16年度1.20倍と推移している。完全とは言えないが、少しずつ、着実に改善されてきている。</p> <p>② 図書館閲覧室の座席数が不足している。特に社会科学部外国語学部分館は少ないので改善を要する。</p> <p>「改善状況」</p> <p>人文・社会科学図書館（平成16年4月名称変更）は学生閲覧席224席を45席増加させ、学生定員（2,690名）の10%に当たる269席を確保した。保健学図書館は学生閲覧席90席を13席増加させ、学生定員（890名）の11.7%である98席とした。医学図書館は学生閲覧席92席を6席増加させ、学生定員（840名、医学部学生540名、看護専門学校学生300名）の11.7%である98席とした。</p> <p>2) 助言：問題点の指摘に関わるもの</p> <p>① 大学院医学研究科の収容定員に対する在籍学生比率が低くなっているため、改善の必要がある。</p> <p>「改善状況」</p> <p>収容定員に対し在籍学生数の割合が低く、見直し及び検討を重ねてきた。検討の結果平成15年4月から収容定員を実情に合わせ248名から136名に変更した。この結果、収容定員に対する在籍学生数の割合は、平成13年度30.6%、平成14年度34.3%、平成15年度39.1%、平成16年度46.9%となった。</p> <p>② 八王子キャンパスの3学部が連携する合同科目があり、また三鷹キャンパスの医学部では、医学の基本科目としてユニークな「医療科学」をもつが、未だ全学的な教養科目</p>
--

が少ない。大学の理念は、人間形成に重点をおいているので、教養科目の充実が求められる。

「改善状況」

教養科目の全面合同化については、各学部の専門課程を改革する計画が持ち上がり、未だ学則改正は実施されていないが、一部専門科目の合同化、ならびに語学教育の統一化は学部の枠を超えて実施している。また他学部設置科目の履修希望に対しては柔軟に対処している。

- ③ 医学部カリキュラムは、講義形式の座学が多く、小グループ中心の問題解決型・学生参加型授業、チュートリアル教育、クリニカル・クラークシップの採用など、学生の主体的な学修への配慮も必要である。また、コア・カリキュラム制度の導入などによるカリキュラム体系の見直しが望まれる。

「改善状況」

平成16年度より第1学年後期にプレチュートリアル教育（6週間）、平成17年度より6年次にクリニカルクラークシップ（8週間）を導入した。

- ④ 社会科学部の教育目標を実現するためには、経済学、商学、法学、政治学の諸分野にまたがる総合的科目の設置が求められる。

「改善状況」

平成14年度より社会科学部を、より学際的な学部である総合政策学部に変更するとともに、カリキュラムの大幅な改正を行った。まず、1学次から「総合政策論」「IT総論」「比較文化論」などの学際的な共通科目を設置するとともに、3年次からのコース別開講科目についても、他コース履修の制限を撤廃し、発展科目についてはコース毎の区別さえも行わず、学生の学際的な履修が可能となるよう配慮した。

- ⑤ 保健学部は、研究費に関しては恵まれた環境にあるが、一部に研究活動が不活発な教員が見受けられる。

「改善状況」

共同研究に関しては平成16年度の採択数が4件であるのに対して、平成17年度は7件に、また、高等教育研究改革推進も3件から4件に増加している。共同研究、高等研究改革推進研究やフロンティア推進拠点研究では内外の研究者を招聘して、頻繁に講演会やワークショップを開催した結果、教員、特に若手教員の研究活動が活発になってきた。

- ⑥ 社会科学部では、一部に研究活動が不活発な教員が見受けられる。

「改善状況」

総合政策学部（社会科学部）では、全教員に研究活動に対する助成を行い、学部紀要への論文掲載や定例研究会での報告に積極的に参加するよう働きかけた結果、個別・共同の「奨励研究」・「出版助成」とともに増大し、学部教員の学術論文・著書数は飛躍的に増大（平成13年度49件、平成16年度90件）した。

- ⑦ 外国語学部では、専任教員の内訳において、教授に比して、助教授・講師の数が少なく、学部全体のバランスを考慮する必要がある。

## 「改善状況」

平成16年度の専任教員の構成は、教授26名、助教授4名、講師2名、助手1名であり、教授対助教授・講師の割合は、79%対21%となっていたが、平成17年度は、教授28名、助教授3名、講師6名、助手1名となり、若干、教授に対する助教授・講師の割合（74：26）が増えた。今後数年内の人事計画を実行することによって、さらにバランスのとれた教員構成となる見込みである。

- ⑧ 大学院国際協力研究科は、社会科学部・外国語学部・保健学部・医学部などの複数の学部から教員の一部を兼任教員としていることで運営している点はユニークであるが、中心となるべき若干名の専任教員の配置が望まれる。

## 「改善状況」

大学院国際協力研究科の教育・研究を時代の進展や社会のニーズに対応させるため、「杏林大学客員教授規定」「杏林大学非常勤講師規定」を活用し、退任した教員や各界（例えば外務省や日本銀行）において優れた知識や経験を有する人材を積極的に登用した。専任教員を置くことは、学園の財政状況等からまだ実現していない。

平成19年現在は、専任教授（特任）2名が配置されている（追記）。

- ⑨ 八王子キャンパスには情報処理教育センターを設置し、約300台のパソコンを管理しているが、学生への開放が不十分である。

## 「改善状況」

平成15年度にコンピュータシステムを更新し、全パソコンをインターネット接続可能とし、学生のログイン方法を容易にするなど、学生が利用しやすい環境を整備した。授業のない時間にいつでもパソコンを使用できることから、学生の利用は飛躍的に増加し、平成16年度の延べ利用者は77,000名となり、平成13年度に比べて7倍以上の増加となった。また、コンピュータ室に設置した電話やWebカメラにより、トラブルに対しても即座に対応でき、利用者の便宜が図られている。

## 別表 1-36 大学基準協会による改善報告書検討結果

## [1] 概評

2001（平成13）年度の大学基準協会による相互評価に際し、問題点の指定に関する助言として9項目、勧告として2項目の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの助言・勧告を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることを確認できる。また、多くの項目についてその成果も満足すべきものである。

貴大学の掲げる目的・目標の達成に向けて今後も引き続き努力することを期待する。

## [2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

[改善方策]：自己点検・評価

- 1) 毎年発刊されている自己点検・自己評価のためのデータブック「杏林大学の現況」は、貴重な資料であるが、学部や研究科によって書き方が統一されていない部分がある。書式の統一を図り、見やすくして利用価値を高める。
- 2) 外部評価の結果は、内部での自己点検・自己評価より重く受けとめられるため、助言や勧告の内容は確実に改善されてきた。今後も7年毎の認証評価受審によって、大学の理念・目的の達成に努力する。

## (12) 情報公開・説明責任

### [目標]

積極的に財政ならびに教学に関する情報を文書ならびにホームページ上で公開し、社会への説明責任を果たす。

### (財政公開)

#### ○財政公開の状況とその内容・方法の適切性

##### [現状説明]

本学学校法人の毎年度の決算は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表とそれらの概略説明とともに杏林学園会報「あんず」に報告されている。「あんず」は本学理事、評議員、教員、同窓会・父母会の役員、他大学に配布されている他、杏林大学ホームページ上の「あんず電子版」でも閲覧できる。

また杏林大学のホームページに「財務情報」のサイトがあり、過去3年分の事業計画・予算、事業報告書、決算報告書、監査報告書、財産目録が公開されている。

##### [点検・評価（長所と問題点）]

平成18年度決算は、「あんず」6・7月合併号に概要説明とはいえ、3頁を割いてかなり詳しく説明している。「あんず」は主に教職員に配布されているが、「あんず電子版」は卒業生、在校生、保護者に開示されている。「あんず電子版」には杏林大学ホームページの「卒業生の方」からアクセス可能であり、一般の人でも読むことができる。また大学ホームページ上の「杏林大学について」から入る「財務情報」サイトでも事業計画、予算、決算報告等の詳細を知ることができる。

### (情報公開請求への対応)

#### ○情報公開請求への対応状況とその適切性

##### [現状説明]

私立学校法第47条の一部改正に伴い、財務情報等について本学の利害関係人が閲覧できるようにすることが義務付けられたため、本学では平成17年6月「杏林学園財産目録等の閲覧に関する規程」を制定して、三鷹キャンパス（総務部）と八王子キャンパス（事務部）の2箇所ですべて常時閲覧できるようにした。閲覧対象者は、1) 本学の学生及びその保護者、2) 被雇用者、3)

債権者、抵当権者、4) 入学希望者、5) その他本学園が認めた者で、閲覧の対象書類は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書である。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

財務情報は杏林学園会報「あんず」や杏林大学ホームページ上の「あんず電子版」、「財務情報」で公表されていることもあり、本学の利害関係人から財務の情報公開は杏林学園労働組合からの1件のみであるが、請求に応じて公開された。

#### (自己点検・評価)

○自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性（大学院を含む）

○外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性（大学院を含む）

#### [現状説明]

本学では平成5年度来、毎年、自己点検・評価を行い、「杏林大学の現況」を発行して、教員ならびに他大学に配布している。平成6年に大学基準協会の加盟判定審査を受け、さらに平成13年度には、同協会の相互評価を受審し認定を受けた。平成13年度の点検・評価内容は、「杏林大学の点検・評価報告書—平成13年度 大学基準協会相互評価用—」にまとめられ、学内はもとより他大学や関係機関に配布された。点検・評価報告書の内容ならびに大学基準協会による相互評価結果は杏林大学ホームページでも公開されている。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

本学は7年毎に大学基準協会による外部評価を受け、その評価結果をホームページ上で公開し、学内外に適切に発信している。しかし、大学基準協会の勧告ならびに助言に対して実施された改善策はホームページで公表されていない。

#### [改善方策]：情報公開・説明責任

- 1) 大学のホームページ「財務情報」や「あんず電子版」で大学の財政状態を積極的に開示し、社会への説明責任を果たしているが、今後は、より詳細な情報開示に努める。
- 2) 平成20年度の認証評価のための報告書ならびに評価結果もホームページ上で公開するが、勧告ならびに助言に対する改善策も公開する。